

平成22年9月17日

1. 出席議員

|     |     |     |      |     |     |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 松 田 | 義 太 | 9 番  | 水 頭 | 喜 弘 |
| 2 番 | 松 尾 | 勝 利 | 10 番 | 橋 川 | 宏 彰 |
| 3 番 | 松 本 | 末 治 | 11 番 | 中 西 | 裕 司 |
| 4 番 | 光 武 | 学   | 12 番 | 谷 口 | 良 隆 |
| 5 番 | 馬 場 | 勉   | 13 番 | 小 池 | 幸 照 |
| 6 番 | 森 田 | 和 章 | 14 番 | 松 尾 | 征 子 |
| 7 番 | 徳 村 | 博 紀 | 15 番 | 中 村 | 雄一郎 |
| 8 番 | 福 井 | 正   | 16 番 | 橋 爪 | 敏   |

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 澤 野 | 政 信 |
| 局 長 補 佐 | 下 村 | 浩 信 |
| 管 理 係 長 | 西 村 | 正 久 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

|                  |   |   |    |   |    |
|------------------|---|---|----|---|----|
| 市                | 長 | 樋 | 口  | 久 | 俊  |
| 副市長兼総務部長         |   | 北 | 村  | 和 | 博  |
| 市民部長             |   | 岩 | 田  | 輝 | 寛  |
| 産業部長             |   | 中 | 川  |   | 宏  |
| 建設環境部長           |   | 北 | 御門 | 敏 | 則  |
| 会計管理者兼会計課長       |   | 田 | 中  | 敏 | 男  |
| 企画課長             |   | 藤 | 田  | 洋 | 一郎 |
| 総務課長             |   | 中 | 村  | 博 | 之  |
| 財政課長             |   | 迎 |    | 和 | 泉  |
| 市民課長兼選挙管理委員会事務局長 |   | 田 | 中  | 一 | 枝  |
| 税務課長             |   | 中 | 村  | 和 | 典  |
| 福祉事務所長           |   | 橋 | 村  |   | 勉  |
| 保険健康課長           |   | 栗 | 林  | 雅 | 彦  |
| 農林水産課長           |   | 森 | 田  | 利 | 明  |
| 商工観光課長           |   | 有 | 森  | 滋 | 樹  |
| まちなみ建設課長         |   | 平 | 石  | 和 | 弘  |
| 環境下水道課長          |   | 福 | 岡  | 俊 | 剛  |
| 水道課長             |   | 井 | 手  | 讓 | 二  |
| 教育委員長            |   | 藤 | 家  | 恒 | 善  |
| 教育長              |   | 小 | 野原 | 利 | 幸  |
| 教育次長兼教育総務課長      |   | 谷 | 口  | 秀 | 男  |
| 生涯学習課長兼中央公民館長    |   | 有 | 森  | 弘 | 茂  |
| 同和対策課長兼生涯学習課参事   |   | 中 | 村  | 信 | 昭  |
| 農業委員会事務局長        |   | 松 | 浦  |   | 勉  |
| 監査委員会事務局長        |   | 中 | 島  | と | しえ |
| 監査委員             |   | 植 | 松  | 治 | 彦  |

平成22年9月17日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成22年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

| 順番 | 議 員 名        | 質 問 要 旨   |
|----|--------------|---|
| 4  | 9 水 頭 喜 弘    | 1. 今後の市政運営について<br>(1) 7つのプロジェクトチームについて<br><br>2. 国民健康保険事業について<br>(1) 国保財政の状況と見通しについて<br><br>3. 教育問題<br>(1) 全国学力テストについて<br><br>4. 環境問題<br>(1) 環境薬剤使用について   |
| 5  | 15 中 村 雄 一 郎 | 1. 第5次総合計画策定に向けて<br>(1) 第4次総合計画の評価<br>(2) 第5次総合計画における基本構想について<br>①人口減少時代への対応<br>②鹿島市が目指す都市像<br>(3) 総合計画の期間、個別計画との関係<br>(4) 市民のニーズの把握<br><br>2. 地域経済の再生<br>(1) 地域内経済循環（地域内再投資力）<br>①中小企業の育成<br>②入札制度<br>(2) 伝承芸能、まつり、イベントの活用 |
| 6  | 11 中 西 裕 司   | 1. 「市政の新生」について<br>(1) 第5次総合計画<br>(2) 7つのプロジェクト<br>(3) 財源をどう補うか<br>(4) 補助金制度と監査のあり方<br><br>2. 平成23年度の予算編成について<br>(1) 基本理念、基本方針<br>(2) こどもを育てる<br>①保育のあり方（一時・延長・特別・病後児）<br>②児童のあり方<br>(3) 産業を育てる<br>(4) 情報を育てる                |

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。まず、9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

おはようございます。9番議員水頭喜弘でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は大きく4点にわたって質問をさせていただきます。1点目が今後の市政運営について、2点目に国民健康保険事業について、3点目が教育問題、そして4点目が環境問題について質問をさせていただきます。

まず最初に、今後の市政運営について。

7つのプロジェクトチームについて。

樋口市長が誕生して、はや半年近く過ぎました。市長は就任のあいさつの中で、市政運営の理念とか基本的な考え方を示されました。職員に対しては3つのお願いをされました。傍観者になるな、あごを上げるな、こんな対応をしてはいけない。「あいうえお」と、一緒に仕事をする職員へのお願いをされました。特別に変わったことではなく、ごく普通のあり方を言われたのではないかと受けとめております。風通しのよい役所づくりにしていきたいという思いがにじみ出ていました。

市長は5月12日の市長就任時に、市政運営の原点となる標語として「新風創造～連携と発掘～」を掲げ、『「ふるさと鹿島」のまちづくり 市政運営の基本理念と優先的な課題』というテーマの冊子を市職員全員に配付し、まちづくりについての方向、取り組むべき施策について述べられております。政策を進めるに当たって4つの点の基本柱として、1点目に、市民目線の発想、2点目に、総力結集のアイデア、3点目に、連携と競争による地域力の向上、そして最後に、歴史・伝統は先祖の埋蔵金という基本的な考え方を述べられております。

そこで、優先的な課題等について、早速、庁内にプロジェクトチームを立ち上げられました。プロジェクトチームには、管理職をなるだけ除いて、若い人がメンバーに入っておられるようです。6月4日からは、プロジェクトチームを発足された7つのプロジェクトについては、8月17日にそれぞれのチームから中間報告を受けられているようですが、先日の答弁では、9月議会に一定の方向を示していきたいと答弁されております。

そこで、現時点で、本来ならそれぞれの7つの代表者といいますか、キャプテンの方に答弁を求めたいところではありますが、この場所では無理と思いますので、代表の方々にお願いいたします。

まず、市長より特命を受けたテーマ、重点としている課題、特徴的な成果、議論がどこま

で進んでいるのかについて、それぞれの現在までの進捗状況をおのおの担当されている課でお答えください。

次に、国民健康保険事業について。

国保財政の状況と見通しについて。

過日の新聞報道によりますと、県内自治体の2010年度の国民健康保険税の保険料が、2005年度に比べ最大1.7倍にふえているようです。高齢化や医療の高度化による医療費高騰が原因で、国保税特別会計が厳しさを増して、一般会計から繰り入れ、補てんを始めた自治体もあるようです。モデル試算で最も高かったのは鹿島市、最も低かったのは玄海町で、年額約200千円の差があることが掲載されておりました。

演告の中でも申されておりましたが、当市は平成15年から赤字に陥り、平成18年度末で236,865千円の累積赤字を抱えており、そのため平成19年度から21年度までに3年間の段階的国保税の引き上げがあっており、また、21年度には累積赤字が多額であったため、一般会計より120,436千円繰り入れをされております。

国民皆保険制度としての根幹をなす国保も、少子・高齢化に伴って地方自治体でこのような格差が生じることは、個人負担や国の医療保険制度としての公平性の観点からも問題であり、相次いで医療制度改革が行われた地方自治体で運用することに限界を生じていると思っております。

市長は、「巨額の累積赤字を抱えながらも低い税率に据え置いているところもあるようですが、本市では、国保会計の赤字はその時々加入者が解消すべきだとの考え方から御理解をいただきたい」と言われておりますが、今後の厳しい社会情勢の中で多くの問題点も出てくると思っておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次3点目、教育問題。

全国学力テストについて。

文部科学省は8月30日、小学校6年と中学校3年を対象に4月に実施した2010年度全国学力テストの結果を公表しました。小学6年生と中学3年生を対象に国語、算数について、それぞれ基礎的知識を問う問題と知識の活用を問う問題が出題されました。今回から抽出校で行う方式に国が切りかえたため、平均正答率は統計的に信頼できる幅を持たせた数値で公表しております。

佐賀県では全員参加し、採点は県が独自の基準で行っており、国とは基準が異なりますが、その結果を教育事務所別にまとめて公表しています。5教育事務所において、地域格差が鮮明に浮き上がっているようです。県教委によると、小6、中3の各4科目のうち、全国平均を超えた科目はなく、ほぼ全国並みも小6で1科目、中3で3科目にとどまり、昨年は小・中それぞれ1科目ずつ全国を上回っていたという内容の記事が掲載されておりました。

「知識、理解など基礎的分野ではおおむね良好でございますが、学習で得た知識の活用や

応用力の分野では、やや課題となっております」と演告で述べられておりますが、そこで今回の結果についてどのように受けとめられておられるのか、お伺いいたします。

4点目、環境問題。

環境薬剤使用について。

環境薬剤の使用についてお伺いします。さきの審議で答弁されたクリーンチームNW21の件です。

「活性クリーンチームを使用しますと、含有されているバチルス属細菌がばっ気槽や貯留槽で増殖、生育し被処理液中の有機物分解酵素濃度が上昇します。その結果有機物（BOD成分）の単位時間当たりの処理能力が向上し、ばっ気量削減や低MLSS運転が可能となります。更に、従来の活性汚泥中の微生物では分解されにくかった難分解性有機物も分解され、未分解有機物量が減少します。それに伴い汚泥の沈降性改善や減少効果が発現します。また、活性クリーンチームNには栄養剤が含まれており、活性汚泥中の細菌を活性化させ、さらに脱窒におけるメタノール使用量を削減します。」ということがネット上で説明されておりました。

そこで、お尋ねしますが、課長は先日の審議での答弁で、「浄化センターでは昨年4月より使用し効果があったので、4月より使用している」と言われておりますが、どのような効果が見られたのか、お伺いいたします。

これで総括質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

幾つか御質問がございましたが、特に御指名がございました国保の問題点について、現状での認識をお話ししたいと思います。

昨日も松尾議員の御質問にお答えしましたので、その点を省略させていただいて、そのほかにどういうことを考えているか。国保の問題点には、ただ1つの問題点ということではなくて、国保自体の問題点ですね。これは制度としての問題点と、鹿島市にやや特徴的な問題点と2つあるのではないかと思います。

1つ、国保自体の問題点は、これは一言で言いますと、市町村で特別会計という形で運営をしていく。これについては、ほぼどこのまち、全国的にも一致をしております、もう限界ではないかと、別の形で運営したほうがいいんじゃないかと。これについては私自身の、かなり先のことになるかとは思いますが、思いを言いますと、これはいずれ各制度、共済でございますとか社会保険、こういうものを一元化するということが将来的な展望として持っていないといけないと思っておりますし、制度を構築する関係のところには、そういうものを視野に入れて検討していただきたいなと思っております。

それから、鹿島市自体の問題点。これは、はっきり数値にあらわれてきているとは言いがたい面もありますが、ほかの市町と違いますのは、といいますか、やや特徴的だなと思われますのは、年齢構成がかなりアンバランスになっている、特に高齢者のほうにシフトしていると。これはある意味では国保の問題点というよりも、私どものまち自体が考えている高齢化社会、これに向けて、かなり先のほうを進んでいるということから来る問題点ではないかと思っております。

それに加えて、どうも1次産業に従事しておられる方々が多くおられるものですから、その方々に一斉に経済的な影響、つまり不況といいますか、そういうものの影響がはっきり出やすいと。つまり何といいますか、構成しておられる、あるいは加入しておられると言ってもいいんですけども、そういう皆様はかなり同質性が強いという面があるんじゃないかと思っております。

したがって、いろんな対応策は考えられますが、まずは手をつけないといけないのは、そういう1次産業、2次産業の皆様のところを経済政策的な措置を講じていって、そここのころのいわば力の回復を待つと。そういう対策を講ずる必要があるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

**○議長（橋爪 敏君）**

藤田企画課長。

**○企画課長（藤田洋一郎君）**

私のほうからは、1点目の7つのプロジェクトのことにつきまして答弁をさせていただきますと思います。

今、議員のほうからは、プロジェクトの所掌の担当課のほうからの答弁をという御質問でございましたが、ちょっと経緯をお知らせいたしますと、先ほど議員申されましたように、8月17日に中間報告会を行っております。それを受けまして最終的に、今鋭意、各プロジェクトのほうで最終の報告書のまとめを行っている段階でございます。それが今月早々、もう今月いっぱいぐらいにはでき上がりますので、それが出ましたら早速に我々といたしましては庁議などで方向性の決定を行いまして、実施に向けての具体的な各課への指示を行っていくと、進めていきたいと考えておりますので、今の段階ではちょっとまだ、各課でどういうふうという答弁はできないということで、私のほうから大まかなプロジェクトにつきまして答弁をさせていただきます。

まず、市長から特命をされましたテーマはということでありましたが、水頭議員おっしゃいましたように、樋口市長が就任をされましてすぐに、優先的に取り組まなければならない鹿島市の地域課題ということで、10項目ということで表明をされております。それに対処するためには、市役所内部でも横の連携とか縦の風通しをよくいたしまして、政策提言、企画立案を積極的に行う雰囲気をつくること、それから政策の形成過程での活発な議論が重要で

あるというような考えから、プロジェクトチームの発足をしなさいという指示があったところでございます。それを受けまして6月4日、庁内に7つのプロジェクトチームを発足させたというところでございます。議論の中では、必要に応じまして関係機関とか団体の方々の協力も得ながら作業を進めておりまして、先ほど申しましたように、今月中にはすべての最終報告書が出そろおうということになっておるところでございます。

プロジェクトの重点としている課題ということでございますが、7つのプロジェクトにつきましては、まず4つのプロジェクト、新しい特産品づくりのプロジェクト、それから定住対策プロジェクト、入札事務改善プロジェクト、鹿島の水の有効活用プロジェクトというこの4つのプロジェクトにつきましては、雇用の場を確保し、定住化を推進する。それから、人口減少、少子・高齢社会への対策と備えを強化することを重点課題といたしております。

それから、中心市街地開発プロジェクトにつきましては、新しい発想での中心市街地の活性化への取り組み。それから道路網整備計画プロジェクトでは、県南西部の拠点都市としての機能充実を図るための利便性の高い道路整備をということ。それから中高一貫教育プロジェクトでは、地区内におけるさらなる教育環境の充実を目指すというところでの課題を持って、それぞれ各プロジェクトの中でいろいろな議論をしているというところでございます。

今後の検討状況、それから今後の取り扱いですけれども、冒頭申しましたように、今月いっぱいにはすべての最終報告書が出ます。それを受けまして早速、もう今月中に庁内での意思決定を図りまして、スピード感を持って各実施に向けての具体的取り組みを進めていきたいと企画課としては考えているところでございます。

今後このあたりにつきましては、一部事業については、そういう中では12月あたりに補正というようなこともあろうかと考えております。それから、もちろん今計画をいたしております第5次総合計画の中の実施計画への計上とか、それから、もちろん23年度当初予算編成の中で具体的な施策として提案をして実行していくというような運びになると思っております。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

谷口教育次長。

**○教育次長（谷口秀男君）**

お答えいたします。全国学力テストの件でございます。

これにつきましては、先ほどおっしゃいましたように、ことしで第4回目ということになります。平成19年度から始まっております。そういうことで、ことしは抽出方式に変更されましたけれども、筆界調査ということで、全校で実施をいたしたところでございます。

この結果は言われましたけれども、どのように取り組むのかということでございますが、その結果の概要でございますが、小学校で知識理解に関する、いわゆるA問題といたしますけ



れども、A問題。そしてもう1つは、活用力に関するB問題というのがございますが、小学校においては全国とほぼ同程度であるということになっております。そういうことで、これまでの4年間の傾向については、応用、活用力に関するB問題については若干下回っているというところがございます。それから中学校、これにつきましては国語、算数のA、B問題、両方について全国平均を上回っております。これにつきましては指導の成果が出ているというふうに思われます。特に数学については顕著な伸びが出ている学校もございまして、その指導の手だてが有効な点が出てきたというふうに理解をいたしております。

それからもう1つ、学力向上推進会議がございまして、ここの中で活用力、応用力の育成の面では、日ごろから意識的に授業の中で取り組んだり、宿題として日記や作文を課すということで根気強く指導をされておるところでございます。そういうことで、学力の向上には家庭学習は欠かせないものでございます。こういうものについても、習慣的に家庭学習についても取り組んでいるところがございます。

結果についてのその後の対応というものについては、以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

福岡環境下水道課長。

**○環境下水道課長（福岡俊剛君）**

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

質問内容は、環境薬剤の使用をして具体的にどのような効果があったのかという質問でございますけれども、処理場につきましては先ほどありましたように、21年の4月から環境薬剤を使用いたしてございまして、現在まで約1年半ほど使用いたしております。

この中で具体的に大きな効果があったというものでは、汚泥量が減ったということが一つの数字として出ております。具体的な数字で申し上げますと、平成20年度が615.4トンであったものが、平成21年度でございまして、602.2トンほどに減ったという具体的な数値等は出ております。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

それでは、一問一答で質問をさせていただきます。

まず、7つのプロジェクトチームのことについては、先ほど藤田課長のほうにやる経過、それから今後どうやっていくのかというものが今説明されました。今の答弁を聞いていますと、報告書をまとめて今月いっぱいにはでき上がって、そして実施に向けて頑張っていきたいと、各課への指示をして具体的な取り組みをしていきたいということで今答弁がありました。できれば12月の補正あたりにも何とか、できるものがあつたらしていきたいというふう

な旨の答弁じゃなかったかと思えます。

僕が今申しました、樋口市政の中で風通しがよいということも、庁舎内にはそういうことで言われていた。実際にそれがわかってくるのはちょっと時間がかかるんじゃないかという気もしますが、職員の方はそういうものを肌で感じられているのではないかと、思いはします。

そこで、僕がお願いしたいのは、これは特に今いろいろとる説明されたのは、市民の皆さんに向けて、7つのプロジェクトを立ち上げて今どのように進んでいるかを言われたので、多分こういうふうな7つのプロジェクトで頑張っておられるなというものは伝わったんじゃないかと思えます。

それで、風通しということを行いましたけれども、僕が1つお願いしたいのは、今までの役所の常識的な発想ではなくて、市民が関心を抱くようなものにしていただきたいと思うわけですよ。いろいろとる、これは今なされております。そういうことも踏まえながら、これから進まれていく、要望というものを申し添えておきたいと思えますけど、その点に関して何か、こういうふうにはやっていますとか、もしあられたら答弁願います。

○議長（橋爪 敏君）

答弁を求めます。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

私のほうからお答えをいたしたいと思えます。

5月12日に樋口市政が誕生いたしまして、就任式の際に市長のほうから職員についての、公務員としての「あいうえお」という言葉をいただきました。それを受けまして、また市長からは、市役所に来られた方につきましてはお客さんと、自分の身内が来られたということで親切丁寧に対応せろということ強く指導を受けておりまして、職員はそのことを肝に銘じていると思ひまして、まだ発足いたしまして3カ月程度でございますけど、今からもっと樋口市政の市民とのかかわり等が出てくるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今、副市長答弁されましたけれども、その中でいろいろと、ここで僕が申し上げました中で、傍観者になるな、あごを上げるな、こんな対応をしてはいけないと言われたけれども、事実、やっぱり市長、そこの中で風通しもよく、そうやってきておられるようですけども、まだまだ市民の皆さんからはいろいろと苦情等が電話がかかってきます。それは今まですぐ一気に、僕が言ったとおり一気に、これが風通しがよくなって横の連携、縦もびしっといきましたよということではできないと思う。一気ににはできないと思えます。でも、徐々にですね、

僕の感じたところでは徐々にですね、それはずっと進んでいると僕は実感しております。だから、ぜひこの点も、市長に限らず副市長もその点は十分に配慮されながら、やっぱり庁舎内の各課を、特に1階はたまには見て歩くぐらいの、そういうものが欲しいと思いますよ。実際1階のほうから来られた方からの苦情電話もかかっていますので、そういうことですね。今どこでこういうことはこうということは申しませんが、そういうことでよろしくお願いします。

それから次に、もう1点お伺いしますけど、いろいろと今藤田課長も申された中で、12月あたりには補正もできたらということをやられています。喜ばしいこと、うれしいことですね。こういうものの途中、やっぱりいろいろ経過があるんじゃないかと思います、今から。その中で、それを議会へひとつ報告をお願いしたいと思うんですよ。こうできたからこうでき上がりましたよじゃなく、途中途中の報告ぐらいは議会をお願いしたいんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

水頭議員のプロジェクトについての報告を議会へということで、完成してから以降ということでございますけれども、基本的には、市長の指示は、自由にプロジェクトの中でいろいろな発想でしてくれというようなことで、まだ最終的に報告書が出まして、それが実際に市の施策とか条例あたりで合致するのかと、そのあたりがまたいろいろございます。

ですから、プロジェクトとしてはそういう自由な形で市長に提言をいただくと。それを受けまして、今後それをどういうふうにしていくかということで、今度は市長のほうから、ちょうど今度10月1日には全員協議会がございますので、そのあたりでも機会があれば、どういう方向に進んでいるということがお示しできるかなと思っているところでございますので、そのあたりで御報告をしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

幸いにして、1日には全協があつて第5次総合計画の中のいろいろ説明をされていますけれども、その中で何かあつたら経過報告でもしたいということですけど、それはそれとして、こういうところが特に特徴的に上がってきましたとかいろいろあると思うんですよ。そういうものを僕は議会のほうにお示しいただければ、また我々もその中で、この7つのプロジェクトの中でも私たち議員とか、これはこうしたらいいじゃないかというのものも、多分、意見交換というのですか、そういうものも出てくるんじゃないかと思うわけですよ。そいけん、その意見あたりは、じゃなくても報告をしていただければ、その中でおのずとまた、その場所

でいろいろ議論もされると思いますので、その点よろしくお願ひ——これは要望しておきます。

次に移りたいと思います。国民健康保険事業について質問をさせていただきます。

今、市長のほうからるる2点にわたって答弁をいただきました。僕は昨日の松尾議員のこれと重複する点もあるということで、さっき本当は申し述べなければいけませんでしたがけれども、多分、今から少しばかり、若干重複するところもあるんじゃないかと思いますが、その点はあしからず、よろしくお願ひします。

今、市長が申された中で2点、国保自体の問題、それからもう1点は鹿島市の問題と2つのことを言われました。市長の言われることは、僕は当然あつと思います。特に国保会計自体が限界にきているんじゃないかと。これは国でも相当、やっぱり各自治体でもそれは当然感じていると思います、もう実感として。だから、これをどのようにしていくかということで相当、今悩まれているんじゃないかと思います。

そういうことで、市長が今申された、一元化への展望を持っていかないかということをおられたので、やっぱり市長的な発想かなと、僕はここまでも考えていなかったですけども、そういうものを持たれているんじゃないかという思いをいたしましたので、これからの方向性に対しては少し、幾らかでも市長は考えておられるなという思いは伝わってきます。

それからもう1点は、鹿島市の問題。これが大きいんですね。

要するに、後から出てきますけど累積赤字の問題。いろいろありますけど、その中で他市町と違うのは、ここで高齢化の問題、特に鹿島市の場合には、他市町と違って少し顕著に見られるのがやっぱり、どこでも高齢化は見られます、進んでいます。その中でも特に鹿島市は高齢化が進んで、しかも市長言われた1次産業、これに携わっている方の高齢、農業なんかは65歳どころか70歳でも現役で携わっていると。そこに追い風が吹いたように不景気に今なっている。不景気、不景気の状態の中で経済的にどうかしないと、というものもやっぱり市長の頭の中にはあられるんじゃないかと思います。それはきのうもそういうものの答弁をいただいていますので、ここは詳しくはいきませんが、そういうことを答弁されました。これはもう十分に僕は理解いたします。

次に、国保の問題に移っていきたいと思います。

国保財政の状況、見通しですね。昨日も出ていますけど、この中で滞納状況ですね。これは詳しく申しますと、さっきちょっと触れたと思いますけど、平成21年度末で306,177千円ですか。そしてまた、平成20年度末よりさらに19,697千円の増加がして、その中でいろいろと、こういう膨大に、莫大になっていますけど、これは赤字の問題からすれば、金額的には割と似たり寄つたりのものがありますので、これが解消もできる金額と考えております。この点どのように考えておられますかね、そこからちょっといきましょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

私のほうから、赤字解消のほうの問題を回答させていただきます。

今現在、114,000千円程度の累積赤字を抱えております。この累積赤字が今の状態のままですと、経済情勢の変化その他いろいろ要因はございますけれども、大体、あと二、三年で赤字を解消し黒字に転じるというふうに考えている次第でございます。また、これは先の問題でございますけれども、今ようやく入り口にたどり着きました広域化の問題ですね。その部分に来ますと、また情勢が変わってまいりますので、今のところ自主的に対処できるのが、大体、平成24年、25年というふうなことで計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今課長の答弁では、二、三年ぐらいしたら解消ができ黒字になるんじゃないかという、今思いを言われましたけれども、実際に今市民の皆さんが一番困っておられるのは、国保税が高いと。特に19、20、21年、ずっと上昇してきて、対策をとられたのはいいんですけども、ずっと上がってきて、それが要するに二、三年このままいったら黒字になるだろうと。それは当然ですよ、そうなったら。

要するに、きのうの議論でも、鹿島市が一番県内で最高と言われている中で、いかにしてこれを抑えて安くするかということの議論をしていかなきゃいけないのに、このままずっと皆さんにお願いしたら二、三年で黒字になりますよという今の課長の答弁では、要するに我慢してくださいよ、このままいってくださいと、そしたら解消できますよということは、果たして市民の皆さんには——はい、ありがとうございます、3年たったら黒字になるんですねと。

今言われた。後で申し上げますけど、いよいよ広域化の問題も今度は出てくるわけですよ。だから、これでは果たして市民の皆さんが、聞かれている中で納得されるのかという思いがします。ちょっともう少し努力みたいな答弁を求めたいんですけども、どうでしょうかね、その点は。もうこれ以上できないですかね。税務課長には後でいきますよ、その税の問題は後でいきますので。答弁なかったらいいですよ。僕はそういう思いが市民の皆さんには当然あられると思うんですけど、何かありますか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

先ほどの答弁の中で、これは平成19年ぐらいに議会にお諮りいたしまして、諮った内容を

お答えしたわけでございます。

ただ、議員も御理解されていると思いますけれども、国民健康保険相互扶助という部分がございます。それと、加入者で加入者がその部分を補っていくという部分を物すごく重視されております。この中で、6月の質問の中に一般会計繰入金ができんかとか、いろいろ出てきております。ですが、いわゆる特別会計と申しますのは、その中で一貫性を持ちまして解決していくというのが原則でございます。

それともう1つは、例えば、鹿島市といたしまして当時議論されたことではございますが、金額的にははっきり出ておりませんが、2億円程度の赤字を垂れ流しつつ、税率を上げないとした場合に、2億円ずつの赤字をつくっていることを市長あるいは執行部が知りながら、この赤字をそのままにしておくということは市の不作為行為、いわゆる怠慢であると後で言われてもこれは仕方がないことではございますので、19年度での英断になったというふうに私は思っております。水頭議員の回答になったかどうかわかりませんが、そういった経緯で行われたということではございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘。

○9番（水頭喜弘君）

今の課長の答弁、いろいろお話しされましたけれども、それからいくと、受益者でということに今度はなっていくわけですね。そうなったら、じゃ先の議論で、もう少し先に言おうと思っておりますけれども、要するに結局、実は国保のほうに、こういう時世の中で流れてきておるわけですね、逆に言えば。そういうことも議論の中に、こういうことも考えられている。受益者でいきなさいよと。きのう市長が言われた、受益者でと。市長の言われたこともわかりますよ。それから今言われた、その時々でいきなさいよということも当然わかります。この議論をしたら時間が過ぎてしまいますので、後は税務課に移りたいと思います。

それで、この未納者の推移については昨日からいっぱいありますので、このことに関しては重複を避けていきたいと思いますが、そこで、今7割、5割、2割等の軽減措置をなされていると思いますが、その状況等についてお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

それでは、水頭議員の質問にお答えをいたします。

昨日、松尾征子議員の国民健康保険税に関する質問にもお答えをいたしておりますが、端的、鹿島市の今の滞納の状況でございますが、きのうも申し上げておりますように、所得の階層に応じてかなり格差が出てまいっております。

状況的にもう一回申し上げますと、所得額2,000千円未満の階層に約8割の滞納者がおられるということが現実的に浮かび上がっております。それで、この滞納者の対策について、いろいろ税務課としても対策を講じているわけですが、今議員からありました、国保事業の中で低所得者の税負担を軽くするというので、7割、5割、2割の軽減措置がございまして、これにつきましては、私どもが職務上の権限で判定をしているわけですが、毎年住民の方から申告がありまして、それによって決定をした取得、あるいは非保険者の数によってこの税額が決定するわけですが、

それで、具体的な数値につきまして申し上げますと、これは本年度当初課税の状況でございますが、7割軽減世帯が1,391世帯、全体の率でいきますと28.8%、それから5割軽減世帯が345世帯、7.1%、それから2割軽減世帯が619世帯で12.8%、この軽減世帯の合計が2,355世帯ということになっております。国保の全体的な世帯数が4,834を分母にして割り返しますと49%、全体の約5割の方が軽減世帯の恩恵を受けておられるという状況でございます。

それで、この前からいろいろ御指摘いただいておりますが、所得がどれくらいあれば7割、5割、2割の軽減措置に該当するのかということでございますが、これにつきましては一応税務課のほうでモデル的に試算をしたケースがございまして、参考までにちょっと御紹介をいたしたいと思っております。

これは家族の構成状況を設定しないことには計算できませんので、夫婦と高校生、それから中学生の子供それぞれということで、4人の世帯をモデルに考えております。それで、この4人家族の中で夫婦の合計所得330千円未満につきましては、本来の税額で計算しますと200,300円の国保税額が発生をいたします。でも、これを7割軽減の判定で計算をし直しますと、年間の国保税額が、軽減後でございますが、59,900円になります。

それから、もし夫婦の合計所得が330千円以上で1,065千円になられておった場合につきましては、本来の税額が263,200円でございますが、これを5割軽減いたしますので半額の163,100円ということになります。

それからもう1つ、これ以上の所得ということで、夫婦の合計所得が1,730千円あられたということで計算をいたしますと、本来の税額が366,500円、これは2割軽減に該当をされますので、326,500円の軽減後の税額ということになります。

それで、今申し上げましたのは、これはモデル的な試算でございますが、単純に申し上げますと、4人家族で1,730千円以下であれば、こういった軽減世帯の措置に該当するというので計算をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

先ほど答弁された中で7割、5割、2割軽減措置の状況、その中でも49%、約5割の方がということをおっしゃいました。僕が言いたいのは、軽減措置され、このような状況においても、これが厳しい状況、現状ということをおっしゃれば、いかに厳しいかということがおのずとわかってくるんじゃないか、わかります。これをどうこう今言うてもあれですので、どうかですね、こういう状況だから今市長が申された要するに2つの問題、特に鹿島市の問題ですね。その中で景気浮揚ってすぐはできないですけど、経済的な対策をとって、そして、特に言われた1次産業ですか、こういうものをですね。これは将来的にはこうなっていけば、こういうものをおのずと先に解消してくるようになると思いますので、この点、また市長、よか知恵、案でもあればよろしくお願ひしたいと思います。

次に移りたいと思います。ちょっと今から言う問題は重複してくると思いますので、申しわけございませんが、一応市長にお尋ねしますので。

国保加入者の多くは、不況の中でリストラや営業不振など生活が苦しくなっている中、払いたくても払えない、国保証がなければ病院にも行けない人が当然ふえてくることは必至であります。国保会計が現在抱えている困難な問題は何か。高齢者と低所得者が多い、医療費が多いなど、多くの問題を抱えながら運営をやっておられるのですが、保険料算定は、その都市に見込まれる医療費ベースで、国、県が約半分を負担し、残りを国保加入者が負担しているのが現状ではないかと思いますが、高くなる理由については、高齢者や医療の高度化による医療費の増大であります。自治体ごとの保険料の差、例えば、医療環境健康づくり事業、所得の高低もあります。

特に鹿島市の場合は、さっき申しました累積赤字の問題もあります。巨額な累積赤字を抱えながらも低い税率に抑えているところもあるようですが、本市では国保会計の赤字はその時々々の加入者で解消すべきと演告で述べられております。最近では、市町村では厳しい中、将来は県単位という議論もあっております。

そこでお尋ねしますが、想定される保険料は高くなるのか安くなるのか、どういうことを考えて県のほうと話をされたのか、考え方、広域化の取り組みについて市長にお考えをお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

先ほどもちょっとお話しをしましたがけれども、国保のいわば制度的な問題点ですね。今は市町村が運営をしています。今、少なくとも佐賀県の20あります市と町の首長は全部ですね、いろいろ問題はそれぞれありますが、方向として広域化ということで足を踏み出そうじゃないかということが一致をしたわけです。これは直接知事にお話を、それぞれの市町の首長が



いたしました。

そこで県のほうも、これは全国で最も前に進んだ形でその意見を受けとめている県の一つなんですけれども、じゃ県がそれをまとめて検討してみようじゃないかということで、具体的にお見えになったという話はお話しをしたと思います。市役所で担当の方とお話しをしたんですけれども、その中で一番気にしておられたのは、全部が一緒になったときに、一体あなたのまちは得することがあるのか、損することがあるのかということが出てくるけど、それは覚悟の上で広域化に進まれますねというお話しだったんですよ、一言で言えば。

鹿島市の場合をお話ししますと、水準が高い高いという議論が、そこだけが先行いたしておりますが、実はどうやって高い低いを比べるかというのはいろいろ議論がございます。これは実は弁解ではないんですけれども、鹿島市の場合は真っ正面から受け取られまして、既に議員の先生方のほうが私より詳しいと思いますが、そここのところの議論は乗り越えられた上で赤字を後世に残さないようにしようと、将来の人たちにその赤字を負担してもらうよりは現在負担したほうがいいだろうということを判断された上で、19、20、21という、いわば掛金、国保税の引き上げを決定された。その水準が高いということにして、本当は比べるとすれば、後世に送ったまんまで、きのうもお話しをしましたが、いわば自転車操業で現在存在している金を先食したとか、ずっと後に先送りしてしまった。いわば含み損を持ったまま運営していこうかというまちもございます、現に。どこのまちと言うと非常に差しさわりがありますから名前は挙げられませんが、その中で私どもとしては、いわば理屈の上では最もきちんとした形で対応するということになりましたから、少なくともほかのまちと比べて、一緒になるといったときに損をすると、つまりほかのまちの赤字を負担することにはならないと思いますので、そここのところの障害はほかのまちと比べてハードルは高くないですよというお話をいたしました。

したがって、高くなるか安くなるかというのは、そのときの制度設計によりますから申し上げられませんが、少なくとも自分たちの抱えている含み損ですね、それは持っていけないし、また広域化するにしても、それを面倒見ますよということには、県なり国は絶対ならないと思います。そんなことをしたらこの仕組みは崩れますからね。つまりいいかげんにやったもんが勝ちということになりますので、少なくとも私どものまちが広域化して、そのメンバーとして加わっていくというときには、できるだけ身ぎれいにしていくことは明らかにわかっていますので、その点の不都合はないと思っております。

それから1つだけ、先ほどの答弁で御理解をいただいたとは思いますが、わかっておいていただきたいのは、一元化というのははるか先だとは思いますが、その手前の広域化というのが私はステップだと思っています。一元化は、むしろ国全体で制度化をするために、いろんな知恵を絞って検討する人たちの頭の中に据えておいてほしいという仕組みということとは理解をしていただきたいと思っています。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

市長の今の答弁の中で、広域化に向けたそういう話があって、もちろん協議がスタートしていると思います。その中で、僕が今から質問しようとしていたものが市長答弁されたんですけど、含み損は持っていかないということですね。それは当然ではないかと思いますが、そのためにはいろいろと市長もこれから頭をひねりながら考えていかなければいけない大きな課題もここには出てくるんじゃないかと思いますが、僕としては特に一元化のマイナスの言われた広域化ですね、県の。これは、僕は必要じゃないかと思います。これをしないと、絶対いつかは行き詰まりが出てくるですよ。

これはさっき僕が申しましたけど、玄海町の問題ですね。これは玄海町なりの特別なあれがありますので、それは差が出てくるのは当然だと思いますけど、余りにも差が違いますので、最初の総括で述べましたけれども、市長の考えはわかりました。そこで、この含み損を持っていかないということも言われましたけれども、最後に、当然そこには制度維持のための応分の負担をとることが出てくるんじゃないかと思います。そのために、これは先ほど19、21の中で一般会計から投入がありましたけれども、そういう、今後こういうものの考えは市長として頭にあるのか全然ないのか、一般会計からの投入ということです。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

赤字がございましたら、棚上げするという考え方と埋めるという考え方がございますですね。当然、棚上げはいろいろ後世に問題を残すということ話をしました。そうすると、埋めるという発想になります。埋めるのはだれが埋めるか。いろんな選択肢がございますね。国からもらってくる、県からもらってくる、自分たちで払うとか。その中の1つが一般会計からということですね。これは実は、この国保会計のそもそもの発想からすると禁じ手なんですよね。特別会計あるいは公営事業として成立しているということからすると、絶対だめという選択肢ではございませんが、私としては禁じ手だと思います。つまり、これが常に行われるという話になったら、そもそも前提が崩れてしまう。そのハードルがありながら、あえて鹿島市は皆さん方の御理解の上に昨年この方法を採用しました。それは、その時点におけるさまざまな判断があったと思います。今後ともそれをやるということになりますと、2つの問題が出てきます。

1つは、払わなくてもよかろうもんと。つまり、赤字があっても何とかだれかがするだろうという話がございますね。それから、最終的には制度外から資金を注入するということに

なります。要するに、こういう話は財源をどこかほかに求めればよいという方法になってしまいますので、本当は、そういうときに選択肢の一つではあり得るとは思いますけれども、あらかじめ、つまり現象的に何らかの行為が出ていないときに議論をするにふさわしくないテーマだと思っております。しかも、重ねて申し上げますが、鹿島市は既に1回それを採用しているということも理解をしていただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

この問題はいずれ大きな問題として出てくると思いますので、市長、十分ですね。この件は市長いろいろ今言われましたけれども、申された中で、何とか最小限にですね。そして、しかも払いが何とか今よりも厳しくならないように、そういうものに持っていくために市長の采配にゆだねながら、この質問を終わりたいと思います。

次に、昨日からジェネリックの話が出ています。僕もこのジェネリックに対しては過去2回質問しております。そういう中で、今現在、市内のここですけれども、医師の中でジェネリックをやりましたよと、今回は安くなりましたよということをですね、「何で安くなったのですか」と聞いたら、「ジェネリックに変えました」ということで、積極的に変えられる分は——もちろん新薬は必要です。でも変えられる分は、そういうふうにして変えていただく好意的な医師の方もおられます。

ただ問題は、これがきのうの答弁もありましたとおり、なかなか医師会との間で、理解は今していただいていると。でも、これが今年度中になるかどうかわからないけれども、なるだけならば——進んではいますよというたぐいの答弁じゃないかと思えます。

そこで、この医薬品のことに対しては、過去2回僕は質問しています。そこで、どういうものか、性質のものも言っています。ここで言ったら時間がたちますので。言えるのは、普通の薬品とほぼ変わらない。なぜかといったら、今まで新薬に対してはずっと研究に研究を重ねて、そこにお金を積んででき上がったのが新薬です。それに厚労省の認可によりまして、これが後発性になった場合には、そういうものの費用が要りませんので、これをジェネリックとして、要するに後発性とした場合には、かなりそこに、認可を受けただれでもこれをつくることができますので、安くてできるということ、簡単に言えば。そういうシステムになっていると思います。

そういう中で1つ、僕が以前に言った、2002年の4月から診療報酬改定の中でジェネリック医薬品の使用促進策を盛り込んでおられます。そういうことになっています。そのことは薬剤師の方も医師の方も御存じで、今そういうふうにして普及が進んでいるんじゃないかと僕は思いますけれども。その中で、昨日もありましたけど、なかなか我々がジェネリック、後発性をくださいとはなかなか言いにくいものも当然出てきます。そういう中で、希望依頼

カードときのう言いましたけれども、僕は希望カードをまず無料配布をしてもらって、そして国保証を毎年我々は7月ですかね、もらいます。その裏にでもこの希望カードをつけていただいたら、かなりこれは進んでくるんじゃないかと思うんですよ。それが結局は医療費の削減に結びついてきますよ、必ずこれは、当然これは。

きのう、レセプトという話もありました。そういう中で当然、今抱えている問題の中で、国保財政の中で医療費の薬剤、かなりこれはウエートを占めてきていると思いますよ。そういう中で、これが安くなることによって、これが医療費の削減にもつながってくると思います。これは実際、運動療法とかいろいろ、きのう僕も少しメタボと言われましたので努力しています。そういう中で——課長は笑われたけれども、課長はメタボじゃないんですか。そういうことで、努力はだれでもされていると思うんですよ。特定健診を受け、またプール、そして健康維持のためのいろいろなものはあると思いますけれども、それも必要ですね。どうしてもやっぱり医師にかかって薬剤は必要ですよ、これは。そのためにはやっぱりジェネリックを浸透していったら、これは必ず安くなるということを国も認めていますので、厚労省も。だから、厚労省の方も進めてきていると思うわけですよ。

そこで、まず第1点、要するに患者の負担の軽減の観点から、この有効性、安全性が確立されているジェネリック医薬品を使用すべきと僕は考えています。そういう中、今までのカードの問題、それから使用の問題、このことに関して執行部として何か所見があられたらお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

水頭議員の今の質問についてお答えいたします。

確かに、国のほうでもジェネリックの薬品の推進を行っております。今現在、大体35%程度の薬品の使用率であるというふうに速報で出ておりますけれども。ただ、きのう松尾征子議員の質問の中でちょっと申しました。鹿島市と申しますか、佐賀県医師会との若干のずれ違いがございまして、本当は今度の9月ぐらいで一緒にジェネリックカードを出したかったというのが各市町村、10市も含めましてのお話だったみたいです。10市の国保会議の中でも、いつ出せるんだという話も出ているのは現実でございます。

ただ、これにつきましては、今佐賀市さんが中心になられまして、きのう申しましたとおり、いい方向で話がだんだん進んできております。できれば国保証ぐらい、もしくは国保証と同時にらせるような形でのジェネリックカード、お願いカードと申しますか、希望カードをつけていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

方向性としては、もう大分前に進んでいるということは理解しています。だから、もしよければ今言った、僕が提案した希望カードを保険証の発行あたりの裏のほうにでもしていたらスムーズに、また、もっともっと進んでいくんじゃないかと思しますので、その点よろしくをお願いします。

最後に、この件は最後ですけれども、提案というか、いい話を今からいたします。

実は先日、ある医師、ドクターに伺った中で、こういう話を聞きました、このジェネリックに対してですね。ほう、これはいいことだなと思いましたので御披露申し上げます。

僕は少し血圧が高いので、血圧の薬を今もらっています。その中で、これは今から申し上げるのは降圧剤だけに限りますけれども、ひょっとしたら普及はしているんじゃないかということもドクター言われています。どういうことかといったら、例えば新薬、特許が切れていない、Aとします。それから、特許が切れているB、ジェネリック。AとBということでは言わせてください。その中で、これを1剤ずつしますと、Aが100円とします、Bが80円としたら180円かかるわけですよ。ところが、これをAというものとBを一緒にした場合には100円と80円だけれども、100円で済みますということです。ということは、後発性のジェネリックは、ただでここに合わせることによって1剤として認めた場合には100円で済みますよと。じゃ今まで200円、300円、例えば仮にかかりよったのも、これはあくまでも100円、80円の例で申しますけど、もっと安いですよ、本当は。だから、そういうふうにしてできますよということ、ある医師のほうから聞きましたので、この点、十分勉強して、こういうともあるということを書いていただいたら、また保険料も安くなるんじゃないかと思しますので、よろしくをお願いします。

次に、教育に移りたいと思います。時間もありませんので、何点か割愛していきたいと思えますけど。

この結果についてどのように受けとめておられるかということで、一言で言えば、A問題、B問題で、大体、知識の理解、応用にはちょっと欠けているんじゃないかということが、一言で言えばそういう答弁じゃなかったかと思えます。

課長は、僕が今から質問するのをもう答弁されました。鹿島市というのは、議員が質問する前に、先にやっぱりそういうふうに、きのうの答弁もだったですけど、そういうふうにしてされるんだなと思ってですね。僕は、要するに学力推進委員会を今から質問しようとしたら、もう先に課長が答弁されましたので、このことはどのようにあったかということも言われていますので、このことはもうやめます。

次に移りますけど、ソフトバンクの孫正義社長——もう御存じだと思いますけど——が、あるテレビ番組の中で登場されていました。その中で、自分が17歳のときの体験を言われてい

ました。その中で、自分は17歳のときアメリカに渡ったと。そして、渡ったときに感じたことは、日本は丸暗記が7割、思考が3割と。アメリカは思考、思想が7割ということですね。要するに考える力を、応用力を7割に置いている。だから、試験のときも辞書も参考書も持ち込んでいいというものがあるのがアメリカ的な考え方ということを経営者がテレビの中で申されていまして。そして最後に、現実が厳しいから自分のビジョン、夢を持ちなさいということを経営者に話をされて、もう日本とは全然逆の発想ですね。

それを前提にして、今回、学力は毎年秋田県というのがトップクラスであるわけですよ。そのときは家庭学習のノートの活用等さまざまな取り組みをずっとされていますが、この問題に対して今本市としてはどのように考えられておられるのか、その点をお伺いいたします。

**○議長（橋爪 敏君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

ここ数年の秋田県の好結果ですね。このことについては事実として評価をしたいと思えます。幾らかはテストに照準を当てた面もありますけれども、やっぱりこれまでの積み重ねの成果として、秋田県という全県的な教育風土といいますか、これが認められるというふうに思っております。

今回、文科省の調査で、1つは、家庭で調べたり、あるいは文章を書いたりする宿題を出している学校、これがそうでない学校より正答率が高いとか、あるいは2つ目には、家庭での勉強方法等を具体的に教えている学校のほうが好結果が得られているとか、こういう成果がっております。

そういう意味で、つまり学力を定着させるためには、やっぱり家庭学習との連携というのがこれは不可欠だということが鮮明になったわけでありますので、このことがまさに秋田県が力を入れていることと一致をするということで、鹿島市においても家庭学習の習慣化といいますかね、家庭との連携を通してというテーマをことしは設けておりますので、秋田方式とリンクするものでありますので、さらに意を強くして、取り組みを強化していきたいというふうに思っています。

**○議長（橋爪 敏君）**

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

時間も迫ってきましたので、4番目の質問がなかなか5分では済まないと思っております。この教育問題はあと二、三点ありますけれども、これをやめて薬剤のほうに、環境問題に移りたいと思っております。5分でいきますので、課長よろしく申し上げます。

今、環境薬剤については、先ほどの議案審議でも僕は申し述べました。なるだけこれは、浄化センターのほうはいいけど、藤鹿苑のほうには突っ込んだものはいくなよというものが

文書で来ていますので、それあたりは、こんなに鹿島市議会はこういうものの通達をするのかなと思ってしまうけど、それはそれとして、今から質問をしていきたいと思います。

今、課長が申される中で、21年の4月から1年半使用していると。そして、汚泥が減ったということと言われましたね。そして、その証拠として615.4トンから602トンに減ったということですね。わずかながらでも減ったということです。そして、さっきからいろいろ、僕もこの前言いましてけれども、これを使用することによって電力量とか重油の使用量が節約されるということがメーカーでは説明されております。

また、これはあくまでも比較対照のために申しますが、藤鹿苑のほうでは現に平成16年から21年10月まで使用されておりますが、それ以降は使用されていないという旨の答弁がありました。これは課長もこの前から議論の中で聞いておられると思います。当初は効果があるということで使用されていましたが、先日の答弁では、余り効果が見られなかったので10月より使用をやめたということでした。

一方、浄化センターのほうでは、クリーンチームを使用されているようですので、効果が出ないと言われたのに、こちらでは今1年半ぐらいになるんですけど、何ゆえこれを使用されているのか、この点についてまず答弁を求めます。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

どうして環境薬剤を使用しているかということでございますけれども、もともと鹿島の浄化センターのほうでは汚泥処理の経費が結構出てきたものでございますから、それを何とか節約しようということを従前から考えておりました。それで、こういう製品があるということを知りまして、そして、この製品が機器の改造までは不要だったということもあったものでございますから、21年の4月からでございますけれども、一応試験的につけまして、本年も引き続きまして使用をしている状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今のあれはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。片一方では、きかなかつたと。片一方では、ききますから今使用されているよと。この議論は言っていきますと平行線をたどるんじゃないかと思うんですけど、おかしい答弁をされていますよ。Aは余りきかなかつたから使用しないと。Bは効果が出るよと、だから今からやっていきますよと。じゃ幾ら使用されているんですか、金額的にお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

その前に、前回の質問の補足でございますけれども、藤鹿苑のほうが生し尿ということでございまして、私どものほうは下水ということでございますが、当然、生し尿に比べますと、やはり50倍程度の希釈をされたということになります。当然、製品も私どものほうが粉剤を溶かしたものを使用しているということ、向こうのほうは、お聞きしますと液体を真っすぐ使っていられるということでございますので、若干その辺も違うかなとは思っております。

今ありましたように、じゃどれぐらい使っているかということでございますけれども、一応、平成22年につきましては、予算では2,000千円程度を今計上している状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

最後をお願いします。

要するに今、2,000千円使われていると言われました。効果があるから今から使っていきますよと。でも片一方で、藤鹿苑は平成16年から使って20,000千円以上のクリーンチームを使われているんですよ、年間に6,000千円。この分は使われて、こっちでは2,000千円、今からやっていきますよと、この議論は僕はおかしいんじゃないかと思うんですよ。

○議長（橋爪 敏君）

簡潔をお願いします。

○9番（水頭喜弘君）続

だから、要するに違いは当然出てきます。今し尿の違いを言われましたけれども、し尿にどういう違いがあるんですか。藤鹿苑も相当希釈されているんですよ、簡易水洗になってから。答弁要りませんよ。これは幾らあなたと話しても平行線でいきますので。でも、そういうことでAはいい、Bは今からと。そういうことは僕はあり得ないと思います。もう素人が考えてもわかりますよ。

そういうことで終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で9番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩



午前11時30分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、15番議員中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

15番中村雄一郎でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回通告いたしておりますのは、大きく2点でございますが、第5次総合計画策定に向けてという項目と地域経済の再生という項目で質問をさせていただきます。その内容を簡単に説明いたしますと、第5次総合計画の策定に向けてに関しては、第4次総合計画の評価、そして第5次総合計画における基本構想について、総合計画の期間や個別計画との関係、市民ニーズの把握ということに関して質問をしてみたいと思います。

大きな2点目を地域経済の再生に関しましては、地域内経済循環ということで中小企業の育成や入札制度、そして伝承芸能、祭り、イベント等の活用による地域経済の再生ということで質問をしてみたいと思います。

まず初めに、第5次総合計画策定に向けてでございます。

本市におきましては、平成21年4月に総合計画策定体制、並びに今後のスケジュールが示され、5月29日の第1回総合計画策定専門部会、その後6月4日には企画委員会が立ち上がっております。その中で基本フレームとなる人口基本施策が検討され、各種団体との意見交換、あるいは市民アンケートなどを行い、現在、庁内の成案を受けて総合計画の案が先日議会のほうに説明がございました。この流れでいきますと、12月議会に上程されるのかと思いますが、市長の所信でもあったように、地方自治法の改正絡みで基本構想の策定義務の廃止や柔軟に対応できる期間や現実に即したまちづくり指針という観点から質問をしてみたいと思います。

少子・高齢化の影響は、国の重要課題であり、鹿島市にとっても重大な問題であることは言うまでもありません。第5次総合計画案で、市長は衣食住から医——医療、職——職業、住——住宅、新たな医職住の提案の充実こそが目指す都市像の実現であり、人口減少に歯どめをかけるとうたっておられます。確かにこの基本理念に沿って施策を展開し、人口減少に歯どめをかけ、人口増への努力をしなければいけません。現実の問題を直視する必要があるかと考えます。我が国の人口は、このまま出生率の改善がされなければ減少するばかりで、2004年のピークが1億2,778万人で、その後、減少傾向となり、40年後の2050年には9,515万人と予測をされています。

地方においては、減少の速度はさらに早くなることは推測できるところです。鹿島市の人口を見てみますと、平成17年、前回の国勢調査時3万3,065人、昨年21年度末の人口が3万1,794人で、マイナス1,271人であります。29年には2万9,000人を下回ると推定をされ、現

在より約3,000人の減少が見込まれております。この数字は先日配付をしていただきました次世代育成支援計画を参照にしております。

少子化に問題点に関しては、出生率の低下が原因であることは明らかですが、この要因としてはいろいろ考えられておりますけれども、未婚率の増加、あるいは結婚しても子育てに係る経済的な負担、子育てと仕事の両立を考えると、現在の社会情勢では出生率が増加するとは考えられません。人口減少イコール衰退というイメージが強く、これまでのすべての計画が人口増を想定して立てられていました。第4次総合計画では、22年度末の目標を3万4,000人としてあります。ことしの7月末で3万1,672人ですから、目標に対して2,328人差異があります。

第5次総合計画の人口スキームを、平成27年度の目標を3万2,000人とされておられます。先ほども指摘をいたしました、国全体でも人口は減り始めています。にもかかわらず、人口減少は衰退につながる、衰退ではまちのイメージが悪くなるということで、それぞれの都市が人口増対策、そして開発という構図でまちづくりが進められています。人口減少を前提条件として計画を策定するのは、市長としても、我々議員としても大変残念なことです、現実を直視し、勇気を持って人口減少時代に対して対応した計画を立てなければいけないと思います。右肩上がりのときの計画は夢があり楽しいものですが、20世紀型から21世紀型への転換が今求められているのではないのでしょうか。

そこで4点について、まずお尋ねをいたします。

まず、第1点目は、第5次総合計画の今後の策定スケジュールをお示してください。

2点目に、第5次総合計画における人口スキーム、3万2,000人は定住政策等で達成が可能な数値として上げておられるのか、あくまで目標値なのかをお尋ねします。

3点目、全国的な人口減少傾向に鹿島市は歯どめをかけ、人口増または現状維持が可能と考えておられるのか。それとも、人口減を前提としたまちづくりも視野に入れられているのかをお尋ねしたいと思います。

4点目は、市長は第4次総合計画をどのように評価をされ、5次計画にどうつなげていかれるのか、以上4点に関してお尋ねをいたします。

次に、大きな2点目でございますけれども、地域経済の再生に関してお尋ねをいたします。

日本の経済の今日的危機は、専門家の分析ではアメリカ市場に依存した自動車、家電、金融資本が一気に業績を悪化させ、派遣切りから始まり、正社員の解雇、工場閉鎖へと問題が深刻化をしていきました。資産が大幅に減少した金融資本の貸しはがし、貸し渋りにより、中小企業の経営環境悪化、全国で誘致企業の撤退や閉鎖、地方百貨店の閉店が相次ぎ、地域住民の働く場と所得が失われたために、住民の暮らしが苦しくなり、地域経済が疲弊する中で、税収減による地方財政危機も進行していることにあると言われております。

100年に一度という経済危機の合言葉で、かつてないほどの公費投入により特定の産業が

V字回復いたしましたでしたが、地域にとっては雇用情勢を中心に景気回復の動きは見られません。また、構造改革の一環として進められた市町村合併や三位一体の改革による歳出削減や公共事業の縮小は人口減少が加速し、限界集落、限界自治体の増加に拍車をかけています。

ここ数年を見ても、一部に企業や本社が集中する大都市、とりわけ東京のひとり勝ちの状況であると指摘がされています。このような現代において地域が生き残るための方策として、京都大学の岡田知弘教授は、「その地域において産業活動が持続的に行われ、雇用と所得が再生産されることが必要不可欠である。地方住民の生活を支える経済活動を担っているのが、企業や農林漁家、地域金融機関、そして地方自治体である。これらの地域の経済主体が地域内で再投資を行うことで地域の産業と住民の生活が維持され、また1次産業の皆さん方が生産活動を通して国土保全に努めること、これが地域内再投資力である」と言われています。地域内再投資力が弱まると、地域での雇用が失われ、商店街がシャッター通り化したり、荒廃した農地や山林が広がり、災害の危険が増加すると指摘がされています。

鹿島市の現状はどうでしょうか。昨日も指摘がされておりましたが、1次産業の低迷による所得の減少、荒廃園の増加、都市間競争の激化や市外資本による郊外店の進出により商店街が衰退、少子化や雇用に伴う人口減少など、町の元気度は右肩下がりの状況にあります。そのために、定住、交流人口増のための施策を展開して、市民を挙げて活性化に努力をしておりますが、経済の立て直し、行政としての新たな手だてがなければ地域の経済は再生をいたしません。地域を守り、活力あるまちづくりを目指すために今何をなすべきかということで、地域内経済循環、地域内再投資力ということで3点お尋ねをいたします。

まず1点目は、現在、鹿島市の物品購入や建設工事等の総額は年間どの程度で、市内業者への発注比率はどうか。

2点目に、市内における事業者数、授業所の数や従業員の数、その総数と主な種別、大企業、中小企業とで分類をすると、その数や比率はどうか。

先ほど私は京都大学の岡田教授の地域内再投資力ということが地域を元気にするという考えを披歴いたしましたけれども、そのことに関して市長の御所見をお願いしたいと思います。

次に、鹿島市を元気にする、あるいは市民が元気になるために、市内には祭りやイベントなどが多くあります。先日は鹿島伝承芸能フェスティバルと七浦秋祭りが開催されました。その中でも代表的なもので、鹿島おどり、ガタリンピック、花火大会の3大イベントを初め、花と酒まつりや竹あかり、桜まつり等のイベント等がありますけれども、それらのイベントは観光客を対象に誘致を考えたもの、また市民が楽しむべきもの、それぞれの目的があります。それらのほとんどは実行委員会方式で運営をされておりますが、桑原前市長は、イベントは民の力で、行政はあくまで手伝いというスタンス、基本的な考え方を持っておられました。

そこで、市長にお尋ねいたしますけれども、市長は鹿島市のイベントについてどのように

とらえておられるのか。まだ就任されて半年弱ですので、すべてのイベント、あるいは祭り等を見ておられないと思いますけれども、基本的なお考えをお尋ねしたいと思います。

また、市としてこのようなイベント、祭りにどのような形でかかわっていくべきだとお考えなのかをお尋ねして、1回目の質問といたします。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

幾つか御質問ございましたけれども、私のほうに特に御質問がございました点、3つあったと思いますので、1つは第4次の計画の評価というんですかね、それと現在私どもが作業を進めております第5次との違いといいますか、そういう点を中心にしてが1つ。それから、京都大学の岡田先生のお話が2番目だったかと思います。3番目がイベントということで質問があったと思いますので、その順番でお話しをしてみたいと思います。

第4次の計画をどう思うかというお話でございますが、率直に言いまして、現物を読ませてもらってといいますか、実際は途中で計画変更されたやつと2つございますよね。いずれにしても、大変な力作、労作であろうかと思えます。その中で、この10年前のほうの第4次の計画が最初につくられたときの序論という部分がございまして、そこの最後のところを見まして、私はその考え方を頭の中に入れてかかないといけないなと思った分ございました。読ませていただきますと、第1編の序論の最後のところで、「本市の地勢上の位置や資源を再度点検し、優れたものを更に充実させ、足らざるものを補って市民が安心して生活できるまちづくりを行うための指針として、新たな総合計画を策定します。」と書かれております。このところがある意味で、この計画の性格を表現されているものではないかと思えます。

さらにこの計画は、既に議員御承知のとおり、地方自治法第2条第4項の規定に従って策定をされるものでございまして、ある程度の体裁は要求されるということは御承知だと思います。その上で、今回ある意味で、ある程度の作業がもう終了しておりましたものを私が就任しまして、第5次の素案といいますか、それを読ませていただいて、あえて手直しをしていただくようにということで事務局をお願いをしました背景、ねらい、3つお話しをしておきたいと思えます。

第5次の計画の中の基本的考え方、1つは、従来、10年あるいは20年を念頭に置きながら、この計画はずっとつくられてきておりますけれども、とてもこの状態では社会情勢の変化等々についていけないと。そのために、社会情勢に柔軟に対応するというので、基本構想、基本計画の期間を10年から5年にいたしております。そのかわり、いろんな後もお話しをしますが、表現あるいは数値が書き込まれておりますけれども、これは単なる予測ではございません。政策意欲等を盛り込んだものとして、私どもはこれを実現するために相当努力をしないとイケない。そういう意味で柔軟な対応を前提とした期間が設定をされております。

それから、もう1つは、多分これは頭から最後まで読み通すには相当努力が要ると思うんですね、正直言いますと。大部でございます。しかも、私も役所におりましたからわかりますけれども、かなり役所的な表現といいますか、難しい言葉、漢字がいっぱい使っている。そういうこともあって、市民の皆さんのためにつくった計画、さっきお話しをしました市民の指針となるものという前提でございますので、市民の皆さんにも職員の皆さんにもわかりやすい計画じゃないといけないということで、なるべく平易な言葉で、かつボリュームをコンパクトに記すということでございます。これはやはり、先ほど第4次の評価というお話がございましたが、評価としては市民の利用に使うものとしては余り不向きなものじゃないかなという気がいたしましたので、そのところを直してもらいたいと思ったのが1つでございいます。

それから、人口の話がございましたけど、実効性のある計画とスタイル、非常に直接的な表現で言いますと、計画のための計画じゃなくて、ぜひ指針となるような計画になってほしいということがございまして、5年間で集中して取り組む施策、こういうものに目標設定、できるだけ目標数値を設定しようじゃないかということで整理をされております。それは逆に言うと、4次はそのところが少し十分でなかったんじゃないかと評価をいたしております。

議員今お手元にお持ちですけども、お読みになると、4次の計画の内容がほとんど主要な施策を含めて文章で書かれているだけなんですよね。具体的に何をどう、いつまでにどの程度やるかと、数値感覚がよくわからないということでございまして。そういうことで、できるだけ盛り込もうじゃないかという考え方で整理をしております。

ただ、さっきも人口とお話しをしましたけど、実は人口だけははっきり書かれているんです。人口のスキームはこういうたぐいの計画をつくる時に実は一番難しい部分でございまして、作業のスタートになりますけれども、そういうことで大事な数値なんですけど、最も難しい判断を求められます。この数値は私の考えでお話しをしますと、単なる見通しではないんだろうと、いろんな材料を使って計算して予想しただけではないと思います。施策の実現の結果としての期待を盛り込んでございまして。

その一方で、結果的に絶対こうなるよと約束をされているものでもないと思います。それはある程度期間をとっているものですから、いろんな変化がありますが、そこはある意味で捨象せざるを得ない。すなわち一般に言われますマニフェストと言われるほど具体的な性格、あるいは確実性のあったものではないんだろう。そういう計画を持っていると思います。

それは当然として、人口そのものが施策の目標となることはあっても、施策の内容に人口を盛り込むということは非常に難しい。その証拠に、これまで4回基本構想をつくられていますが、1回として当たっておりません。すべて外れていると。これは社会経済の醸成とか、あるいは文化まである意味では盛り込まないといけないということでございまして、当然当

たらないのが当たり前だと、これは最初から逃げているわけではございません。こういう性格のものだということを御承知いただきたいと思います。

その上で、この第4次のもので読んで中で、先ほどの3点お話ししましたが、反省すべき必要があるんじゃないかということで、かえって市民の皆さんのための指針ということで、むしろコンパクトなものにするという考え方を変えましたので、作業は少しおこなっておりますけれども、現在、素案をお示ししているような状況で整理をされているということでございます。

2番目に、岡田先生の話でございますが、正直言って私は面識も話を聞いたこともございません。ただ、資料その他で知識として承知しておりますのは、京都大学の教授をしておられまして、現在、京都の自治問題研究所の理事長さんではないかと思っておりますが、この方によく語られるのは、地域内の再投資力という概念をおつくりになった方ということで、地方自治の関係者には知られておるわけでございます。

私が現在知っておる限りでお話しをしますと、情報の発達や経済がグローバル化していったということで、官民ともに、地方が中央の従属するような性格を強めてきているということをお前提にしていろいろ議論を展開しておられます。その中で、地方の活性化は、1つは企業、大企業を特に進出させるということではなくて、住民の生活が豊かかどうかということをお基準にして判断をするべきではないかというふうな考え方を前提しておられます。その前提のもとに、地域内の住民の生活の豊かさを支えるものは、地域内において再投資する力——さっきお話がございました再投資力ですね、これが中心になるものだと。したがって、そういう投資力をつくっていくということが、地方自治体が発展していくについて重要であろうと。その投資の主体になるのが民間企業、地元のいろんな企業、それから地方自治体が中心になるというふうな考え方を中心にまとめておられます。

その中で、私自身が共感を覚えるところは実はたくさんあるんです。その中、いろいろありますが、3つだけ私の共感を覚えている点をお話ししますと、大企業を誘致して、地域の発展に貢献するというよりは地方企業を育成しようと、地元の企業を育成することに力を注ぎなさい、これが1点ですね。これはある意味で、私も何度かお話しをしたことがあると思っております。2番目が、いろんな仕事、あるいは請負を発注するときに、あるいは買い物をするときは地元の業者とか地元で全部調達しなさい、これは2番目に共感を覚えるところでございます。3番目が、地域にはそれぞれ埋もれた資源なり、宝物があるんだらうと。それを十分発掘してから、それを利用しなさい。私がお話しをしておりますうち、そういう歴史とか伝統は先祖の埋蔵金と言っている言葉とある意味じゃ一致しているんじゃないかと。この3つ等々ございますが、御紹介をしておきますと、非常に共感を覚えている点がございます。

ただ、先生の場合に、気になるのがその手法なんですよ。2つだけお話しをしておきます。

まず、こういう地方自治における発展のためのいろんな施策をスタートするとき、中小企業振興条例というものをつくれということを主張しておられます。そういう条例を、これだけじゃございませんが、いろんな条例をつくって制定して、制度的なといいますか、仕組みを先につくって、そこに引っ張っていけということをおっしゃっております。

それから、2つ目が、自治体先頭を立て旗振りをする。つまり、まちづくりはどちらかというと自治体先行型。別の言葉でいえば、官制ですね。これがいいんじゃないかという発想をお持ちのようでございます。これは手法として私が気になる点でございます。私自身は、住民とか市民の皆さんの役割をもう少し重視した形で、つまり民の力に軸足をもう少し置いてやったほうが本当の意味のまちづくりができるんじゃないかなと思っているので、そこは少し先生と違っております。

2つ目が、現実に自治体の中に入った御経験があまりないんじゃないかと思えます。ずっと、どちらかというと学会におられた方ございまして、その手前に現実の自治体はみんないろんな問題を抱えておられて、そこまで行かないで難儀をしておるといふ実態を本当に御承知かどうかというところがちょっと心配をする部分なんですよね。特に私たちのまち鹿島でお話しをしますと、仕組みをつくればうまく行くということではなくて、その手前の、特に昔と違いますのは「再生」という言葉を議員もお使いになりましたが、再生する前のまちは周辺の自治体と肩を並べるぐらいの注目される核としてのまちも自他ともに許していたと。現在では、もう正直言って少し水をあげられているかもしれない。そういう意味では、まず最初に、私たちのまちから言うと、こういう先生の想定しておられるようなまちに行く手前のところ、つまり基礎体力を回復しないといけない。それは、議員お使いの再生という言葉で、ある意味でぴったりなんですけれども、そのためにはいきなり全力投球するんじゃなくて、それにふさわしい体力をつけてからいけない。その2点について、少し先生と意見がぴったり合っていないなという印象を持っておりますので、御紹介をしておきたいと思えます。

最後に、イベントのお話がございました。イベントとか祭りとかいう言葉をよく使われますが、私はイベントと祭りは余りはっきり分けることはしなくてもいいんじゃないかと。というのは、実際問題難しいと。それから、もう1つは、その必要があるかどうかというのは疑問だと思います。いろんな歴史的な経過とかいきさつがあって、いろんな名前がついております。私が勝手に分けますと、一種の自然発生的にといいですか、でき上がってきたものですね。自立的にとってもいいんですが、自立的にでき上がってきたもの、そういうものが1つあって、もう1つは、どちらかというと他律的といいますか、ある目的のためにつくられたそういう催し物、それに分けて理解したほうがいいのかと私は思っております。

自然発生的にといいですか、長い時間をかけてできてきたもの、どちらかというとこれは祭りと呼ばれているものが多いんですけれども、これは宗教的なもの、あるいは神事の色彩

を帯びているもの、現在はもちろんそういうものは消えておりますが、そういうものの色彩が濃いものがこっちのほうに分類できるのかなという気がしております。つくられてきたものは、どちらかというところ、冠大会といいますかね、スポーツ大会とか、博覧会とか、何とかフェスティバルみたいなもの、これはもう1つのグループに分けていただくと、こういうふうに分けて理解することがいいのかなと思っております。

ただ、2つとも、逆に冒頭言いましたように、分ける意味があるかというのは、共通しておりますのは、市民に受け入れられなければいずれ終わる、消えてしまう、そういう性格を持っている。これは共通をしておると思っております。それから、それが見事に目的どおり、あるいは本来のねらいのとおりを実施をし、引き継がれていくと。伝承という言葉でもいいのかもしれませんが、そういうことがあるとすれば、そこには市民の皆さん、住民の皆さんの感謝とか祈りとか喜び、これが十分発揮されているもの、それは逆にそのまま残っていくものじゃないかと、そう思っているところでございます。

したがって、御質問にありましたこういうものについて、民の力、官の力みたいなお話がございましたが、私は住民の皆さん、議員の言葉でいえば民<sup>たみ</sup>の力と申しますか、民<sup>みん</sup>の力と申しますか、それが基本であるという考え方は全く同じでございます。したがって、市役所、いわゆる官の力なんですね。私は市民へのサービスが基本、つまり市役所はそれが本業だと思っておりますので、市民のために必要であるのかどうか、十分役に立っている催しであるかどうか、そういうものが市民の目線で見ると、かかわりのあり方を判断すべきもので、必要があればそこに手助けをする、あるいはかかわっていくと。そのあり方は、ものによって違ってくるんじゃないかと思っております。そういう意味で判断の基準は、どういうふうな人たちが参加しておられるか、人数が多いか少ないか、あるいはほかのまちから来ておられるかどうかとか、それから場合によってはその周辺の商店の売り上げに貢献しているのだろうかとか、あるいは事務局がどのくらい盛り上がっておられるのかとか、いろんなことを判断しながら対応していかないといけないと思っております。

一応3つ御質問がございましたと思いますので、私のほうから3つお答えして、その余は担当の部局から説明をさせます。

**○議長（橋爪 敏君）**

藤田企画課長。

**○企画課長（藤田洋一郎君）**

それでは、私のほうから議員の御質問の残りの部分につきまして答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目に第5次総合計画の今後の策定スケジュールはということでございました。当初、ことしの3月に議会のほうにお示ししていた計画によりますと、6月中には総合計画の庁内成案をつくり上げると。そして、議会への御説明を申し上げた後、7月ぐらいには総



合計画審議会へ諮問したいということでスケジュールを考えておったところでございます。

最終的に答申をいただきまして、これは12月議会に提案するという形で御説明を申し上げたと思っておりますが、これは先ほど市長からもありましたように、ダイナミックな見直しを行っております。それに若干時間を要したということで、現在の庁内成案の作成が、6月中が8月23日になったということで、若干計画より2カ月程度おくられているという状況でございます。ただ、逆に計画をコンパクトにしたということで、わかりやすくなったということで、審議会の審議に時間の期間の短縮を見込めるということから、当初計画どおり12月には議会への計画案を提案できればということで今努力をいたしておるところでございます。

それから、人口につきましてはもう市長のほうで申しましたので飛ばしまして、今度、市内の業者への発注額についてということで御質問でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

工事とか物品購入、それから委託料、それからリースなどがございますけれども、これはちょっと御理解いただきたいと思っておりますが、入札工事で発注した分ということで御理解をいただきたいと思っております。入札工事で発注した金額につきましては、平成21年度で総額1,636,000千円でございます。そのうち、市内の業者の方への発注額は1,445,000千円となっておりますので、率からいきますと88.3%となっているということでございます。

それから、最後になりますけれども、事業所の数をというようなことでございます。市内の事業所の数につきましては、ちょっとデータが古くて申しわけございませんが、公に公表された統計データと申しますのが、事業所・企業統計ということでございます。これは資料にもお渡しいたしておりますけれども、16年と18年のデータしかございません。今、20年には大きく国の統計の中身が変わりまして、また別の統計に移行しておりますので、そういった調査は終わっておりますが、まだ集計が出ていないということで、ちょっと古いデータで申しわけございませんが、そういうことでお知らせをさせていただきたいと思っております。

事業所の総数でございますが、平成18年度で総数1,819事業所が市内にございます。それに従業されております従業員者数が1万2,197人ということでございます。ちなみにこれが平成16年、2年前では総事業所数が1,871社、従業員数が1万2,219人ということで、従業員数の区分ごとでいきますと、ほとんどが1人から10人の事業所数が多いというようなところでございます。

議員のほうからは、大企業、中小企業の別をというような御質問があってございましたが、大企業というのが、そのものを定義した法律がございません。中小企業基本法の第2条のほうで、資本金の額が3億円以下で、かつ従業員数が300人以下の会社、これは製造業等ということになってはいますが、そういう会社については、これ以下については中小企業という定義がされております。ですから、大企業というのはそれ以上の会社ということになるかと思っております。

市内事業所に関する統計データというのが先ほど申しました事業所・企業統計でございますけれども、ちょっと資本金がわかりません。それから、個別の企業ごとの資本金、従業員数は公表されておりませんので、大企業が鹿島市に何社あるのかというのははっきりはいたしません。上記の定義、資本金の3億円、それから従業員数が300人以上となりますと、市内ではほとんどの事業所は中小企業に該当するものではないかと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時10分から再開します。

午後0時8分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

15番議員中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

それでは、引き続き質問をさせていただきます。

1回目の質問の答弁で、非常に樋口市長、丁寧に御答弁をさせていただいたものですから、後に考えていた内容が少し展開が変わってくるのかなと思っておりませんが、続けて質問させていただきます。

まず、第1点目は、市長は演告の中でもちょっと触れられましたけれども、地方自治法の一部改正案によると、基本構想の策定義務の廃止の方向も示唆をされているというようなお話を演告でされたと思います。そのようなことで、今回、策定しないということも視野に入れられたのかどうか、いわゆる基本構想がこれから市民に今後のまちづくりの指針として示されるわけですが、その件に関してお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

ことしの6月に、いわゆる地方主権の戦略を決めないといけないというんで閣議決定が行われたわけですが、これは恐らくこれから二、三年の間に地方主権、地域主権という言葉で呼ばれると思いますけれども、それについていろんな仕組みが変わってくる。例えば、その中でいっぱい盛り込まれておりますが、一括交付金であるとか、道州制であるとか、いろんな事項が入っておりますけれども、その中の1つで地方自治法を改正しようということがテーマになっておりますね。その中で、これは具体的に提案されてみないと何とも言えま

せんが、恐らくこういう基本計画についても改正事項の対象になるであろうということが見込まれますものですから、定めなくてもいいんじゃないかと、現在の規定自身が絶対ないといけないというほどきつい規定ではございませんで、視野に入っておりました。ただ、片方で、ちょうど鹿島市が持っております基本計画、これは期限切れになるものですから、それなら地方自治法のこれからの扱いはそれとして定めたほうがいいんじゃないかという判断が1つあったのと、従来のように、その場合でも10年じゃなくて、さっき言いましたように5年というタームで決めてみようじゃないかと。それやこれやを勘案して、一たん決めて、市民の皆さんに提供するのがいいだろうと、そういう判断になったということです。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

理解をいたしました。それと、現代の非常に変動が激しいこの時代の中で5年間という形で今回定められたということは、それはよかったんじゃないかと思っています。ある方のお話によると、総合計画は市長の任期に合わせるべきだというようなとらえ方をされる方もおられました。鹿島市の場合は5年間でいきますと、ちょっとずつずれますけれども、そのところは十分にクリアできるんじゃないかということで理解をいたしたいと思います。

さて、総合計画に関して先ほど御答弁をいただいて、人口減少の問題を少し私は触れさせていただきましてけれども、総合計画そのものが、先ほど市長が御答弁された中で市民への指針であるということで、市民にわかりやすく表現をしていきたいということで、1つの例として文章表現をできるだけ数値化をして、市民の皆さん方に鹿島市が何をやろうとしているのかということを示したということ、そういうお話をされました。

人口の問題でいきますと、3万2,000人というものが数値の目標だということで、総合計画の人口としては、人口スキームで出す場合に、やはり減少という形じゃ出せないというのは私も十分理解ができますので、今回の3万2,000人という人口に関しては、これをできるだけ近づけるような形の施策を展開していかれるということに関しては異論はございませんけれども、一方では先ほどから指摘をしておりますように、人口減少というのは、やはり認めざるを得ないような昨今の状況がありますので、ある市の総合計画を見ておりましたら、基軸の中に人口減少も視野に入れて云々というような表現をしてあるところもございました。

何でこのようなことを言うかといいますと、この総合計画の人口予測に従って、いろんな下位計画の中で、下水道にしてもそうですし、上水道にしても、すべての計画をその数値で予測をしながら組んでいくわけですね。どうしても過剰投資になる可能性もあるということです。観測は希望的に3万2,000人という目標を持つにしても、現実の問題としては人口減少も視野に入れたような形での総合計画を少しでも記述をすべきではないかということで質問をしたわけでございますけれども、この件に関して御所見をいただきたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

全くおっしゃるとおりなんですよ。逆に言うと、市民の方の指針になるときに、人口だけ具体的に数字を上げて、ほかの施策を数値を一切示さないで、ただ、ああする、こうすると書いただけでは、逆に言うと、今おっしゃったようなことが起きるんじゃないかと。しかも長過ぎる。10年の話にしておきますと、余りに振れが大きくて、むしろ適当じゃないということなので、人口については、いわば一生懸命みんなで頑張っていけば不可能ではないところのぎりぎりまで数値としてスキームを上げようじゃないかということが1つ。

それから、それとあわせて主要な施策を後ろにいっぱい書いております。何カ所やりたい、何年までにどういう施策を何メートルやりたい、いっぱい書いています。それを一生懸命皆さんと力を合わせながら実現をしていけば、そこまで到達できるということですから、逆に言うと、その具体的な数値の部分で下位計画とおっしゃいましたけど、下位計画とずれることがないように、むしろ下位計画の参考にしてもらえようということを含めて、可能な限り5年間の数値を表現したと、そういうふうに理解をしていただければありがたいと思いますけど。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

今、下位計画のことをちょっと言われましたので、総合計画と個別の下位計画の関係に関してもちょっと触れさせていただきたいと思いますが、実は1回目の質問で下位計画の人口予測に関しては、特に福祉部門ですけれども、マイナスの予測をしてそれに従った形で計画を立ててあるわけですね。総合計画の表現の中でちょっと気になったのが、例えば児童子育て支援のところなんか書いてありますけれども、いわゆる下位計画を高齢者現計画、福祉計画ですとか、あるいは障害者基本計画なんかには、ここの文章を読みますとね、とらえ方だと思うんですけども、「下位計画に基づいて推進します」というふうな表現を総合計画にしてあるんですね。何か上位計画と下位計画が私は引っくり返っているような印象をちょっと持ったものですから、あくまで総合計画が上位計画で、それに従った形の下位計画があると。その下位計画の中での人口の表現というものは、じゃ、この3万2,000人とどう整合性をとっていかれるのか、そこの部分がややちょっと疑問があったものですから、ここはどうとらえたらよろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

総合計画と個別計画の考え方ということでの御質問でございますので、ちょっと私のほうから事務的な観点からの、どういう仕分けでこういうふうにしたのかというのを御説明させていただきたいと思います。

議員がおっしゃるように、総合計画は市全体の最上位の計画ではございます。そういうことで、この総合計画の周辺におきましては主な個別計画との体系図とか、個別計画の概要図を掲げているということでございます。

ただ、個別計画につきましては法定計画などによりまして、特に定められたスパンでの計画ということになっております。それから、総合計画の実施計画期間と、どうしても作成の期間がずれるというふうな、そういったところがございます。それからまた、個別計画はより現実に即した実施計画の側面も有しているというところがございます。そういうことで、総合計画があつて個別計画ということで、その整合性ということでございますけれども、確かに総合計画と人口だけを見れば、表現に若干差異があるというところも見受けられるところがございますけれども、基本的にはやはり各個別計画を策定する場合におきましては、総合計画の掲げる目標理念を頭に入れながら、一方では現実に即した計画をつくり上げるというような作業をずっと行っているというところがございます。ですから、人口につきましても、総合計画の目標はそこなんだと、でも実数の推移はこうなんだと、そこを両にらみしながら総合計画の理念と方向性にぶれないような個別計画はずっとつくられてきたということで、事務当局としてはそのようにとらえているところがございます。

ただ、今後、策定いたします個別計画につきましては、なおかつ、そのあたりにつきまして、もっとさらに市民の皆様にはわかりやすいように、そのあたりが表現できればな、そういうことで考えておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

わかりました。次に行きたいと思います。

第5次総合計画のいただいた案の中で、市民のアンケートをとられていますね。このアンケートを見ていて感じたことをこれから少し質問させていただきましても、このアンケートの中で市内の方、あるいは市外の方という分けた形でとられていますけれども、市内、市外問わず、「鹿島市のよいところは」という質問に対して、「自然が豊か」というのが圧倒的な数になっていますね。その次が「食べ物おいしい」ですとか「人の温かさ」というのがベストスリーでした。不満は「職がない」とか「交通が不便」、「都市部に遠い」という順であったわけですがけれども、市外の方々も同じく自然、文化伝統、買い物が便利という評価の方もありますけれども、不満は無回答が一番多かったわけですがけれども、やはり職がないというような形で鹿島市は見られているようでございます。

このようなことから、今後の鹿島市に何が期待されているかということ进行分析しますと、将来に向けて、自然や歴史、文化を大切にしたい人情味と安心・安全な食をテーマにしたまちづくり、そのようなくくりができるんじゃないかというふうに思っています。市長は、著書であります「東京で見つけた『鹿島』」の中にも、鹿島市の自然や文化、歴史、伝統等に関して鹿島市のよさを書いていただいておりますけれども、私は平成18年からですか、景観ということに関して議会で取り上げるのは数え切れないぐらい取り上げてきておりますが、第4次総合計画の中では、これはプロジェクトの中に書いてありましたので、恐らく5年目の見直しのときに8つのプロジェクトがあったと思いますけれども、そのところには触れられていないからこのまま残っていたんじゃないかという気もいたしますが、景観条例の制定の検討ですとか、景観行政に対する調査ですとか、景観に関するイベントの実施ということが上げられておりました。

今回の5次計画の中には、景観に対する記述は私が見させていただいたところには全くなかったような気がいたしますので、鹿島市の将来、近い将来じゃなくて、私がいつも言っているのは20年、30年先のことを考えたときには、鹿島市の自然をしっかりと守っていかなくちゃならないんじゃないかという視点で毎回質問をしております。

そこで、市長にお尋ねをしたいと思っておりますけれども、景観法による自然や町並み、あるいは文化的景観の保存活用が今後、鹿島市のまちづくりに効果的だというふうに市長自身判断をされるのかどうか、その件に関してお尋ねをしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お話にございました景観を保護すること、私たちのまちにはそういう町並みとか歴史的建造物がいっぱいございます。自然もございます。お話ございましたとおり、景観法という法律は必ずしも建物とかだけじゃなくて、樹木まで指定をして守れるという特色がございますね。したがって、その法律は私どもが考えているようなまちづくりなり町並みを保存することに効果的なこと、これは疑いもないと思います。ただ、気になりますのはさっきも別のことでお話しをしましたが、何か先にルールから入るというのはどうも私、いかにも官制といいますかね、外側から物をつくっていくというのはどうもとるべき手法として効果的だということについて、少なからず疑問を持っている人間でございます。やはり皆さんが一生懸命になって議論して、そこからそれが必要だねということ、それからそのためのいろんな全体が整理されているということが必要じゃないかと思っております。

それともう1つ、景観法で気になりますのは、議員御承知のとおり、重伝建という仕組みがございますよね。これが気になりますのは、片方が文科省の所管だということ、片方が国交省の所管だと。非常に役所風に言うと、うまく整理されているんですよ。整理されている

というのは、縦割りになっているということなんですね。逆に言うと、その仕組みを使うほうのことは余り考えていないと言ってもいいんですよ。使う側の立場から言いますと、どちらかというと重伝建の場合は地区というよりも建物に着目しますよね。ところが景観法の場合は、地区、ゾーンということに着目をしていきますね。そうすると、どこかに整合性をとれない。私どものまちは現状からしますと、ああいう酒蔵通りみたいなところの建物とか古さ、伝統に着目して手を着けた方がいいんじゃないかという判断で動き始めていると思います。

景観法でいきますと、どちらかというと最初に恐らくこれを適用するとすれば、動き始めるのは規制というところから動き始めると思うんですよ。そうすると、あれをやっちゃいかん、これをやっちゃいかんという話になって、少し現状に適当じゃないような動きがあるかもしれないというのは気になっておまして、むしろそれを景観法に従う手続をとるに必要な条件をもう少し整理しないといけないんじゃないかと思っております。ただ、考え方自身は私どものまちな歴史なり条件なり、非常に合っている法律ではないかなと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

景観法に関しては法律ですから、それなりの決まりがあるわけですね。どうしても規制の部分も出てくるわけですが、大きくいくと、市長言われたように、これは鹿島のまちなを、あるいは鹿島市全体をいかにゾーニングして、この部分は自然景観を守っていくゾーンですよ、この部分は開発するゾーンですよという都市計画的な視点もあろうかと思えます。

その意味で、県内では今、10市のうち5市が既に景観形成団体という形で活動をされておりますけれども、なぜ私はこの問題をしょっちゅう取り上げるかといいますと、1つの例を言いますね。スカイロードとさくら通り、これはそれぞれ建物協定をしながらすばらしい商店街ができたわけですが、じゃ、この2つの商店街が統一感があるかという、これは皆さんごらんのような形で現代的な建物と和風の建物の通りが、何百メートルの中で2つの通りがあるわけですね。ここは統一できなかったんだろうかということは、かつてから指摘をされておりました。

これは1つの例で、今後、鹿島駅から城内までの整備、赤門、旭ヶ丘の整備等も考えておられますけれども、その中で景観法的な考え方がなければ、やっぱりちぐはぐなまちづくりになっていくんじゃないかということで、伝建は伝建の一つの手法がありますけれども、景観法は各省庁の垣根を越えた形でつくられた法律で、いわゆる今後のまちづくりの中では、やはり鹿島市として自然を大切にすれば取り組むべき、むしろ県内では真っ先にやってもよかったようなものではないかと。桑原前市長も、いわゆる規制の部分をかなり言わ

れていました。市民で十分に議論をしなければならないということだったんですが、ぜひ5市の状況を聞いていますと、やはり市長さんがやろうという形で進められたところが非常に多いようですけれども、鹿島市の現状の中で、もう少し市民の皆さんの意見を聞きながら、前向きにこれを取り上げていただきたいなと思います。

これが前提条件に必ずしもなるわけじゃありませんけれども、あと、歴史まちづくり法案というのがありますよね。この歴史まちづくり法案は、伝建地区以外のところにある、鹿島市に二百数十件今残っているとされておりますが、かやぶきの民家ですとか、あるいはそのほかの伝統的な家屋が浜地区の伝建地区以外にもまだたくさん家屋、あるいはそのほかにも残すべきものがあります。そういうものにつながっていくということで、鹿島市全体の文化的遺産の保存にもつながっていくんじゃないかということで、改めてぜひ市長のリーダーシップで取り組んでいただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

誤解を受けるといけません、私は景観法とか、その考え方を指定しているわけじゃないんですよね。ただ、例えばそういうまちづくりをするにしても、実は鹿島のまちにはいっぱいまだそういう種があるのに、表に何も出ていないと。それを地域の皆さんがそのことを理解しないで、いきなり官制、つまり役所のほうから、ここにこういうのがあるから、法律上こういう手当てをしましょうということよりも、私がやってもらいたいと思っているのは、自分のまちの足元を見つめて、自分のまちにいっぱいそういうのがあるのを理解した上で、ああ、そんならそういう方法をせんばいかんねとか、こういうまちをつくったらいいねという機運がもう少しまとまらないだろうかということでございます。

同じそういう条件が整っていないという意味では、私が言っていますのは皆さんの意識のほうを少し整理した上で、いっぱいある宝物、これはさっきの地域おこしの状況と同じなんですけどね、宝物を整理した上で必要があればやらないといけないと。それが、例えば来年、鹿島駅をぜひ改修に着手したいと思っていることも、実はさっきおっしゃった、通りを見てそう思ったということも一つは発端ではあるんですよね。それぞれが全く意思の統一なく違うコンセプトでつくられていくということは、やっぱりよくないんじゃないかということもありますので、そういう意味で、今度プロジェクトチームが中心の市街地をどうするかということをもとめてくれるということで、今最後の整理に入っていますから、そういうことも参考にしながらどういうふうにするか決めていきたいなと思います。

ただ、方向として景観法がどういう効果を持っているか、実は御承知のとおり、鹿児島市というのがこれについて大変前向きな市政をやって、例えば一番わかりやすく言いますと、まちの建物の色を全部決めたというのは議員御承知だと思いますけれども、そのとき私は現



実に鹿児島のまちに住んでおりましたので、このときのやりとりとか、ある程度承知をしているつもりでございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

まちづくりの一つのツールとしては有効な手法だと思いますので、改めて御検討をお願いしておきたいと思います。

ちょっと話が余談になりますけれども、私は先日、テレビ東京の「カンブリア宮殿」を見ていまして、千葉県の佐倉市のユーカリが丘、市長御存じだと思いますけれども、ユーカリが丘のまちづくりを見て、日本にこんなまちがあるのかということではびっくりいたしましたけれども、民間の一不動産会社が三十数年前からまちづくりをして、人口構成比が何とゼロ歳から高齢者までほとんど横並びだそうです。そんなまちだそうです。そういうまちづくりを仕掛けられて、宅地造成にしても、高齢化にならないような形で、30年、40年先を見越して、新交通システムというんでしょうか、みずからモノレールもその会社でつくられて、学校も駅も寄附をされて、まちづくりをされた。その地区は1万6,000人ぐらいの人口だったと思うんです。そういう先見の目がある。これは一企業の方がやられたわけですが、やはりまちづくりはいかに先を見越して計画をしていくことじゃないかということで、この件に関しては市長の手腕に御期待を申し上げたいと思います。

次に、地域経済の再生に関して御質問をしてみたいと思いますが、まず初めに現在プロジェクトチームにおいて入札制度の改善の件が種々御議論をされていると思います。その内容に関してはまだまとまっていない面もあるということなんですけれども、この検討されている入札制度の改善、今ある入札制度と基本的に違う面があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

入札制度改善プロジェクトについての御質問でございますが、これはちょっと水頭議員の御質問のときにもお答えいたしました。今現在、中間報告を受けまして、最終的なまとめは今、刻々とされているというところで、一部私どものところにも届いている部分もありますが、まだ届いていない分もあるということで、今月中に取りまとめながら方向性を決めていきたいということで申し上げます。

入札制度改善プロジェクトにつきましては、これはもう以前からの検討課題と我々は認識をしておりましたけれども、指名競争入札に参加する者を指名する場合の選定基準、これをどうするかというのをプロジェクトのほうで検討していただいています。もう1つ、それか

ら最低制限価格の導入、この2つです。

それともう1つ、これは公契約制度の導入はどうかということ、これは全体的な各市の他の自治体の先例を調べていただきたいということで、そのあたりについてこの3点につきまして、プロジェクトのほうでお願いをして、今議論を民間の委員さんにも入っていたきながら議論をしていただいているというところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

いきなり入札制度のことをちょっと触れてしまいましたけれども、地域経済の再生ということで、市長のほうでも京都大学の岡田知弘教授のことを調べていただいて御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

その中で、3つほど共感する部分があるということで、こういう地方都市においては大企業の誘致に頼るんじゃなくて、地方企業の育成を進めたほうがいいんじゃないかということ、2つ目に発注や部品の購入に関しては地元調達を考えたらどうか、3点目に知識資源の活用ということで、この3つの部分に関しては共感を覚えるというふうに言っていただいたわけですが、この入札制度、公平性から言いますと、指名競争基準入札じゃなくて一般競争入札という形が一番公平なやり方ですね。しかし、地域の経済を考えていった場合には、やはり鹿島市に税金を納めていただける企業の方々に発注をしたいというのは、これが人情だと思います。ただ、鹿島市においては、以前、入札問題に関して種々問題がございましたので、抽せん型を導入されたり、そういう経緯があることは十分に理解をした上で質問を続けさせていただきます。

1回目の質問の中で、入札額を市内、市外の業者に分けて御説明をいただいたわけですが、入札にかけられた金額1,636,000千円の中で、市内業者に発注をしていただいているのが88.3%、約1,440,000千円。市外に発注をされているのが190,000千円程度今あるわけですが、中には鹿島市の業者がどうしても受注できない内容のものもそれは当然あるかと思えますけれども、これらの、例えば190,000千円のうちの半分でも市内の業者が受注をすることができれば、さらに地域内にお金が回っていくんじゃないかということで御質問をさせていただきます。

今、プロジェクトチームの中で、最低制限価格ですとかいろんな形で進められておりますが、地域内再生産という考え方から市内事業所等へ発注だけではなくて、そのほかの物品の販売等に関しましても市内の事業所等への市内購入の呼びかけですとか、あるいは鹿島市においても工事金額の上限、市内発注枠の引き上げや、市外発注であっても市内の下請事業所や原材料を使われるように、物品のメンテナンス等も考えますと、できるだけ市内の業者に発注をされたほうが良いと思えますけれども、入札制度の中でできるだけ市内の業者が参加

しやすいような仕組みづくりということも今後考えていかれるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

入札につきましては、現在、鹿島市が行っておりますのは指名競争入札制度を採用いたしております。それは可能な限り市内事業者への発注を念頭に入れながらということでの制度設計と我々は認識をいたしております。ただ、どうしても講習とか、ものによってはどうしても市内での発注がかなわないものについては、やっぱり市外にそういうものが回っていくというようなところがあるかと思っています。

これを入札制度の部分と、それから従前から申し上げていたと思いますけれども、今度、予算の中でこういう景気対策あたりにつきましては、大分財政課長からも話が出たと思いますが、市内への発注を頭に入れながらの予算の計上とか、そういった形の中でやっていく、この両方がないとなかなか市内の発注の率が上がっていくというのはないのかなど。やはりどうしても市内で発注できないものについては外に行かざるを得ないというのが実態と考えております。ただ、そうは言っても、こういう制度につきましては100%の正解というのは、これは市長からも申しておりますけれども、そういうものはないということでございますので、今までも制度改正を行ってきておりますけれども、今後も、今回につきましても入札制度の改善プロジェクトの答申あたりを受けまして、まださらなる改善を加えていきたいと、そのように思っております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

もちろん入札に関しては公平性というのは前提にあっての話をしておりますので、誤解のないようお願いをしたいと思います。それともう1つ、いわゆるこれは水道会計決算のときも少し話が出ておりましたけれども、納税義務のある企業、本社があるのは当然そうだと思いますが、例えば支店ですとか営業所がある場合に、法人税の均等割以外に法人事業税の納税義務というのがあるのかどうか。その点に関しても、それらの業者の方々が納税をしていただければ市民の方も納得をされると思うんですね。

市内に支店がある企業に関して、これは税務課長にお尋ねしたほうがいいんじゃないかと思いますが、納税義務というのは、確認をしたいと思いますけれども、均等割と法人税割事業税とあると思いますけれども、支店があるところもすべてその納税義務はあるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

私のほうから、それではただいまの質問についてお答えいたします。

法人市民税の納税義務に関する質問でございますので、今、法人市民税につきましては納めるべき税金ということで、市内に本店、あるいは支店、あるいは営業所、ある、ないにかかわらず均等割と法人税割を納めるようになっております。この基礎となる分については、資本金等の額と従業員の数によって基準が設けられております。それで、ちなみに鹿島市に今、みずから届け出をして法人市民税を納めていただいている企業が655社ございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

入札問題に関しては、後でまた中西議員もされると思います。ちょっと時間がないので、先へ行きたいと思います。

先ほど市長のほうから岡田教授の考え方の例ということで中小企業の振興条例のことを触れていただきました。それに関しては私も御質問しようと思っていたわけですが、岡田教授は中小企業の振興条例をつくって、自治体として、自治体あるいは市民の責務というのがありますけれども、市民もこぞって中小企業、地元の新興企業の育成を図っていくというような目的で、従来のこういう条例というのは資金を利子補給でありますとか、そういう補助をするようなものが多かったんですけれども、岡田教授が言われている中小企業振興条例というものは、地域全体で中小企業を守っていこうと。市長は自治体のことを御存じないんじゃないかなというようなことを言われましたが、岡田教授が言われているのは、自治体こそが地域における最大の予算執行者であると、金額的に見ましてもね。そういう意味で自治体が先頭になってやればいいんじゃないかということを描かれておりますが、市民と協働という考え方、これは私も異論はございません。制度としてこの条例をつくるかどうかというものは別として、市民全体で物品の入札、購入等に関してもそうですけれども、地域をみんなで盛り上げていくという、そういう姿勢に関してはやはり必要ではないかというふうに思います。このことは答弁は結構でございます。

最後に、鹿島市の祭り、イベントに関して質問をさせていただきますけれども、市長として祭り、イベントの分類を答弁でしていただきました。鹿島市にどれだけの特に祭りというよりイベントですね。イベントがどれだけあるのか。そして、そのイベントのそれぞれの果たしている役割、相関関係というものをまだ十分には理解をされていないと思いますが、1つだけお尋ねいたしますけれども、例えば、お隣の武雄市はそれらのイベント、祭りすべてを協議する場、まつり武雄協議会とか言うと思います。名前はどうか分かりませんが、

そういう場を行政が主導されて、それで調整を図るような機関がございます。鹿島市の場合は、過去にそういうものに取り組もうという歴史がありますけれども、実際にはそれぞれの実行委員会が個別にやっておりますので、横の連携という形でもとれておりません。行政が主導するのか、あるいは民がやるのかという問題もかかわってくるわけですが、それぞれの祭り、イベントに関して、ある意味での連絡協議会的なものをつくる必要性に関してお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

これは私の基本的考え方に係る部分でもあるんですけども、そういう組織とか制度とかというのは、旗振るのは役所だという感覚は、正直言いますと、私としてはすぐにはとり得ないんですよ。やはり市民の力とか、そういう思いがある程度熟したところでお手助けをするというのが私の基本的考え方でございます。したがって、そういうような仕組みを市役所が先頭になってつくって、あんたも集まんしゃい、あんたも来んしゃいといって会議をするということについてのどういうメリットがあるか、それはないとは言えませんが、よく考えてみないといけないと思います。

それから、鹿島市のもう1つの特徴があるんじゃないかと僕は思っています。私が生まれましたところは七浦というところでずっと育って、私自身も面浮立と皿踊りというのは十分かかわった経験もありますけれども、いっぱいあるんですよ。いざ、そういうのを糾合する、つまり集めてやるとすれば、どこで線引きするかと、なかなか難しい面があると思います。特に鹿島市の場合は、そういう保存会とか、それから民間団体、NPO、あるいは組織、幼稚園でもいろいろしよんさっですよ。いろんなグループがありますから、その糾合するということの難しさよりも、皆さんが一生懸命になって、ああいうのを実行委員会なんかをつくって頑張っておられると、そのことをむしろ評価したほうがいいんじゃないかなという気に、少なくとも今のところは立っております。

○議長（橋爪 敏君）

簡潔に。15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

はい、ありがとうございました。時間が来ましたので、ちょっとまだやり残した部分もありますけれども、ぜひ市長と一緒にやりながら、鹿島のまちづくり、私も頑張っていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

以上で15番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開します。

午後1時52分 休憩

午後2時 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、11番議員中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

11番議員中西裕司です。一般質問を行います。

通告は、議員の皆様、あるいは執行部の皆様にはお手元にあると思いますが、ケーブルテレビでごらんの市民の皆様にはわからないと思いますので、少し私の質問の概要を説明しておきます。

1つ目は、樋口市政は新しい風を起こす、いわゆる新風ということで今回の市長選を戦っております。改めて確認するものがありますので、その姿勢や行動についての疑問点をお聞きしたいと思っております。

2つ目は、平成23年度の予算編成についてであります。市民の声を、いかにどう生かされていくのかということについて、お聞きをしてみたいというふうに思います。

さて、樋口市長の就任から何日たったのでしょうか。先ほど市長に確認しましたら、128日目だそうです。もう128日たったのか、まだ128日なのか、このとらえ方は肯定的、否定的な意味で、いろんな形でとることができると思います。

市長は、市民とのいろいろな会合で、私が会った会合の中でも、きょうは市長になってから何日目ですということをおっしゃって、市民との皆さんの会合をされておったというふうに聞いております。私もその現場にお会いしたことがあります。

私はやはり市長は、自分に言い聞かせておられるのではないかなというふうに理解をするものであります。改めて市政を担った責任を快い風として感じながら、市民との対話に臨んでおられるのではないかなと私は理解をするところです。市長の人柄をほうふつとさせるものだと思っております。

市長、きょうは128日目ですよろしゅうございますですね。——はい。

今、市内では、さまざまな出来事があっております。先ほどは、私は145歳の生存者はいらっしゃるんですかというお話も聞きました。これは住民基本台帳において、それは存在しないというようなことでございます。

あるいは、8月には同和問題、人権問題の月間でもございましたので、さまざまな形で啓発活動が行われております。しかし、やはりある市民に対しての、いわゆる人権侵害とも思われるようなこともあっております。また、市の職員が争っております件につきましては、

市の上告が断念されたというお話もあります。また、国民健康保険税については、県内一番高いというような報道もされましたが、先ほどの市長の答弁の中で、健康保険税についてはさまざまな根拠があって、そして、あるというようなことで考え方もあるということの御説明がありました。

やはり一つ一つが市民の権利、義務にかかわることです。それを解決していくものが私は行政サービスだろうと、そのように思っております。現場での努力をお願いしたいというふうに希望します。

一方、国では、きょう内閣改造が行われ、新しい内閣が発足するようになっておるようがあります。国の新しいリーダーシップを期待したいというふうに思っておるわけがあります。その件は皆さんきょうの新聞報道その他において、十分これからの国のあり方というものがある問われるものであろうというふうに思っております。

そこでですが、先日9月13日、佐賀県議会での土井議員の質問がっております。これは私は録画を見て、メモしたものでありますが、古川県知事が全国知事会の、現在今、政権公約評価特別委員長という立場におられます。時の政権に対して、あるいは今回2人の候補者がおられましたので、それぞれの候補者に対して質問をされておるところであります。公開質問状であります。それを県議会において土井議員が古川知事に対して御質問を申し上げておるところでございます。

知事が委員長として2人の候補に公開質問を出されました内容は、1つには、先ほどから市長がおっしゃっています地域主権のあり方という問題が1つであります。そして、もう1つは、やはり当面する今の円高株安の当面する経済対策についての公開質問をされておるところであります。それぞれ各候補者の回答があったということも御披露されておりますし、今回の選挙に通じて、いろんな形があったということで、県議会でおっしゃっております。ある候補は、いわゆる地方に対して一括交付金化、あるいは国と地方の税源移譲を含めて、税源移譲をどうするか。5対5にやるのかどうかということも含めてそういうものがありますし、やはり国と地方の協議の場を設けるというようなことも質問に答えた候補者もいるようであります。

私は今回、この代表選を通じて、あるいは知事の県議会での答弁を聞きながら感じたことではありますが、まさにこれからは国と地方がどのような関係になっていくのかということが問われているのではないだろうか、そのとき思っております。

先ほどの市長の答弁の中にも地域主権ということもありましたし、国と県、あるいは市との関係の中で、あるいは市と市民の関係の中で行政だけに頼るんじゃなくて、まず市民が自主的な形で何らかの形を動くと、まず市民が動くと。それに対して、市はいろんな形での援助といいますかね、配慮をして、その中で市民と行政が協働してやっていく姿勢をつくりたいというようなことのおっしゃっていたんじゃないかなと私は理解しております。

そこでやはり国と県、あるいは市との関係がそのように今までの形ではなくて、従来の形ではなくて、どうしても変わっていく、変化していくようなことになっていくのではないかなというふうに私は思っております。

私の将来の形は、江戸時代のときの廃藩置県の前のそういう姿に一瞬映るんですが、いわゆる地方単位で権限、あるいは何かをするにしても、そういうあり方がいいのではないかなと私は考えております。そのような方向で行くのかなというふうに思っております。

今回、国と県、市の中には、そういうあらゆる問題を調整、あるいは協議していくための協議機関をつくっていくと、国と県、市の間にはですね。そういうお話もありますし、県と市の間でも、いわゆる今まで従来の手法ではなくて、やはり同じテーブルに着いて、一括して協議をしていく、そういう場をつくっていく。要するに、陳情型、要望型の行政ではなくて、お互いのことの権利関係を含めて、いろいろ権限の移譲も含めて、そういう協議会の中でやっていこうというふうな形ができつつあるのではないかなと私は理解をしております。

このように、大きな枠組みの変更というものが予想されております。市長は先ほどの答弁の中で地域主権と言われましたが、私はそういう印象を今思っております。市長がどのような形でこのことについて印象を持たれておるか、まずお聞きをしておきたいと思えます。

それでは、小さい項目についての御質問を申し上げます。

第5次総合計画等については、先ほど中村雄一郎議員のほうから質問がありましたし、答弁もありました。私も聞いて、感心をしておりましたが、10年を5年にしたり、より市民に身近な問題として、この総合計画をつくるということでありまして。地方自治の決められたことにこだわらないでやっていくという方針を示されたと私は理解をしております。

また、議会との全員協議会での説明の中で、とにかく前任者がつくったものであるけれども、いわゆる自分なりの考え方、あるいは指摘をして、ガラガラポンで今回の第5次総合計画の基本計画の要綱をつくったということでございますので、この件については、一つの方が示されておりますので、そのような理解をしたいと思います。

このことについては答弁は要りません。

次の7つのプロジェクトという問題でありまして、先ほどから課長の答弁の中には、中間報告をまとめて、それぞれまとめたものを予算に反映したり、次のものに反映していく、あるいは総合計画の中に反映していくというようなお話もありました。そのように重層的にやっていく問題であろうと私は思っておりますが、この点で水頭議員の質問もありました。課長の答弁の中には、やっぱり庁内での段取りをもう少ししなきゃいかんものがあるんで、なかなか公表というところまではいかないというようなことでもございました。詳しい説明があるかなと思ったならば、まだそこの中にはありませんでした。

ところが、私はこの7つのうちの3つの点について、ちょっと私なりの気持ちを、思いを皆さんにお伝えしたいというふうに思います。



1つは、定住化の問題であります。議会においては、定住条例化の提言をしております。これは人口増対策特別委員会ないしは議会全体で執行部のほうにそういう提言を申し上げておりますが、先ほどの条例をつくる、つくらんという市長の答弁はありましたが、基本計画の中にも定住化という問題はありますが、具体的に条例化についての問題提起がされておられません。このことについて、まずどのような形で処理をされようとされておられるのか、お聞きをしたいと思います。

2つ目は、入札制度の問題ですが、これは先ほど中村雄一郎議員も取り扱っていただきましたが、私は、これは建設工事、物品の納入も入るかもしれませんが、先ほど中間報告というような形で入札制度については、最低の入札制度の問題をどうするかという問題、あるいはその前の手続の問題を整理したいというようなことをおっしゃいました。

私は、これは最低の入札価格の問題は、何でこれを取り上げているかといいますと、現在、この制度がありませんので、非常に低価格での落札が現に行われております。資料をいただきましたけれども、80%切れているというような状態で、現在入札が行われております。ひどいになると、五十何%とか、60%切るような話もあるようであります。

このことはどういうことを意味するかといいますと、仕事がなくでですね、やはり建設業というのは特殊な産業であります。いわゆる普通の物売りの小売業とは違いまして、いわゆる1年なり2年なりの実績というものにおいて評価されていきます。それによって仕事の量が大きくなったり、小さくなったりしていきます。そういう意味で非常に工事実績といいますか、売上高といいますか、工事完成高といいますか、それが非常に大きな要素を占めるものであります。当然、技術員とか、そういうのがいなきゃいけないのは建設業法上決まっておりますので、それに基づいてされておるわけです。

ただ、今回の経済が低迷する中で、私が桑原市長の在任のときに申したのは、いわゆる市の単独で経済対策はできない旨を市長は言われましたので、唯一この最低価格の制度を設けることが地方の、いわゆる鹿島市の経済対策になるんだということを申しました。申しましたが、申しただけで終わっております。検討は当然されておられません。

抽せん式の問題については、年度途中でも変えた人がですね、この最低制限価格制度を設けるについては年度途中でも何もしないというようなことで、非常に私は不満を持っておるところであります。その当時は、国土交通省も、佐賀県も、最低制限価格制度を5%ぐらい上げたというふうに思っています。そういう意味で、今回私は強く最低制限価格制度を設けると、設けなきゃいかんということを言っておきたいと思っております。

これは1つの例ですが、これだけ低い落札額になる場合に、いわゆる役所の予定価格、これが見積もりが甘いんじゃないのと私は言ったことがあります。おかしいじゃないと、これだけの低い価格でできるものが、何であなたたちの見積もりは高いのというふうに申しましたら、いや、役所の予定価格は適正ですと。じゃあ、その分差額はどうするの、役所がもう

けますというふうに言うておられまして、まさに本末転倒の行政であります。今までは、すべてのものがとは言いませんが、大体のものが役所を通じて仕事が出てきて、そして、市内の経済がある程度潤っていくという循環の方式があったと思います。

市長もコンクリートから人へということだけではなくて、コンクリートから人も、物も、情報もという立場であります。今後の、いわゆる地域経済にもたらす影響というのはかなり大きいと私は思いますので、ぜひ最低制限価格制度についての議論を深めていただきたいというふうに希望しておきます。

新しい公共という考え方もありますが、当面する鹿島市のこの制度についての見解を改めてもう一回お聞きしておきたいというふうに思います。

3番目は、商品開発の問題であります。

市長は演告の中で、いなりずしをつくるための原材料をすべて市内で調達しなきゃいかん。そのために、サトウキビだったと思いますが、その栽培等も含めてやっていこうじゃないかという新しい発想をされております。

実は、私たち若いときにやったことがあります。これは矢野さんが代表として、祐徳ピア21という組織をつくりまして、活性化グループとしての活動をしたことがあります。ちょっと紹介しますが、これは福井議員も入っておられますが、そのときに1つ決めたのが、ぼたもちであります。とんさんぼたもちという名称のもとに、ぼたもちを鹿島の名物として、しかも祐徳の商店街に置いて、あるいは市内に置いて販売していただくということで、これは300千円ぐらい、国の何か別の制度でもらったような感じがありますが、ぼたもちのコンクールをして、市内でぼたもちを売るといふことの仕掛けをしましたが、これも途中であえなくなっております。ぼたもちそのものの品質もありますが、やはり売り場をどこで確保するかという問題があって、今で言う商工連携の形がつくられなかったということがあります。

もう1つは、県の事業だと思えますが、祐徳商店街で取り組まれたいなりずしですね、まさにいなりずしを一回商品化をして、そして、健康的な何とか脱穀のものをつくって、いなりずしをつくられた。これも全商店で売るといふようなことでの御配慮でしたが、それもなかなか今のところできないであろうというふうに思っております。

もう1つは、いなりの里の総会に私ちょっと、私は納入業者でございますので、その会合に出ました折に、「まるごとみかん大福」というのがあるよというふうなお話をしましたが、余り受けませんでした。というのは、この「まるごとみかん大福」は、これは愛媛県に実はあります。愛媛ミカンの産地ですね。愛媛ミカン丸ごと大福の中に入れてある。要するに、イチゴのかわりにミカン丸ごと入れるということでもあります。でも、これが実際、四国の松山空港の一大名物になっているというふうなこともあるようでもあります。これはインターネットで引くと出てきます。普通のお菓子屋さんがやっているんですが、外国人の方がやっています。当然日本の方も一緒でございますが、そのように「まるごとみかん大福」という

ことで、ネーミングが非常におもしろいというふうに思っておりますが、そのような、いわゆる具体的に鹿島にあるもの、それを使って、あるいは加工をする。これがいわゆる商品開発の本意じゃないかなと思っております。私の経験上、そのようなことも若いときにはしてまいりましたが、なかなかうまくいかなかったという反省も込めて、今後の商品開発のグループへの参考にしていただければなというふうに思います。

次に、財源をどう補うかという問題であります。鹿島市は行財政改革の中で、23年度が終わるんですかね。終わるんですか、その中で節約をしてこられた。要するに、何もしなければ何もしないなりに金は残っていくんです。でも、それでは地域の経済を含めて、地域の行政のサービスが成り立たないということになります。

ただ、現在今、国と県の、あるいは市の関係でそれぞれ補助金をもらったり、あるいは今一度一括交付金という形になるかならんかわからんけれども、交付金があったりというようなことで、今、先日の財政課長のお話を聞くと、いわゆる39%ぐらいは自主財源で、あとは全部おんぶに抱っこというような状況であると。投資的経費も若干ふえておりますよという報告がありましたが、それではやはり僕は十分じゃないと思うんですね。いわゆる支出を抑えるだけじゃなくて、今後は、いわゆる市の収入をいかにふやしていくかということが大事だろうと思うんですよ。もちろん税収を当てにしなきゃいかんだろうし、あるいはふるさと納税という新しい制度もできて、一つの収入の手だてもあると。これはちょっといろいろ寄附の限定的に使わなきゃいかんというようことで要綱がありますが、ふるさと納税という考え方も今あって、それを採用しておるところです。

私もこれはもう前にも言っているんですが、収入をいかにふやすか、そういう努力をいわゆる鹿島市はしているんですか。やっぱりみんなが営業マンにならなきゃいかんということを私は言っているんですが、職員も含めて、我々も含めて、どうも内向きだけの話をしてる。もっとやはり収入をふやす方法の手だてを考えなきゃいかんだろうと。当然産業おこしもしなきゃいけないですよ。ただ、それ以上に国の制度なり、あるいは国の外郭団体が持っている金というのはあると思うんですね。だから、例えば、樋口市長は農林水産省のOBですが、例えば、中央競馬会なり、いろんな、例えば、そこが助成する事業もたくさんあるようであります。琴路さんのうまかけの問題も何か御尽力いただいたというようなことも聞いておりますが、そのようにいわゆる今までの財源を、財源プラス、いわゆる今NPOなり、特定独立法人なり、あるいは財団法人なり、さまざまな形で今活動を始めておるところであります。

1つ私は紹介をしたいと思っておりますが、この前も言いましたTOTO、いわゆる財団法人の日本体育スポーツ振興財団。TOTOのくじをして、それを受けて、それを財源にして今さまざまな保育園における芝生化、あるいは学校における人工芝化等、あるいは今回資料としていただきましたが、うちの体育協会がそこから補助を受けて体育教室を開いているという

ようなソフト事業を行っているということもあるようです。

あるいは本当の宝くじで公民館をつくったり、いろんな文化財の面浮立の保存を含めて、道具のそろえ方をしたりなんかしているところも今受けております。毎年毎年いろんな形で努力をされていると思いますが、私は一つ提言したいのは、高津原の陸上競技場の横にグラウンドがあります。私はBグラウンドと呼んでいるんですが、何かそこがですね、結局、市内の若者のよりどころになっております。何でよりどころになっているかといいますと、サッカーであります。サッカーは、市内の若い者についてはいろんなグループがありまして、九州INAX、あるいは鹿島2・28かな、あるいは役所の中にもそういうグループがあって、いわゆる若い者のよりどころになっている。これはやっぱり鹿島としても、一つの大きな魅力であろうと思っています。

武雄市には民間がですね、フットサルの会場をつくって今そういうことでも武雄は武雄で若い者が集まる方策をされておるようであります。私はぜひですね、今、更地になっていきますので、このBグラウンドの人工芝生化という問題を取り上げてほしいと、そういうのがあると思うんです。それはどこで財源を確保するかというと、これはTOTOでいいわけです。だから、TOTOの財源を使えば、実際グラウンドの修理をしたり、サッカーだけじゃないですよ、そういうスポーツができるような環境づくりをするところに助成をするというルールがありますので、そういうものをしてほしいというふうに昔ですね、質問をしましたが、Bグラウンドはそのまま何も手つけませんというようなことでした。財源はどうするの、TOTOについてはもう少し勉強したがいいんじゃないのというように申しましたが、Bグラウンドはそのままいきますということでしたので、何もわかっていない人が役所の中にいるということを私は理解したわけでありました。若い人たちのよりどころとなっている、メインとなっている、みんなが集まってくる、そういうところをどうしようかということも何も問題にしない、役所ではないのであります。これはどっちが先かという問題であるけれども、それだけの組織率をもって鹿島のサッカーはINAXを初め、天皇杯にも行くようなチームもできておるわけでありまして、鹿島市内に勤めたいという、よそからのサッカーファンがおるわけでありまして。そういう意味でのことで、TOTOを含めて財源の確保をしていただきたいと。実績はわかりますからね、私も理解をしますが、Bグラウンドの芝生化とかなりの助成金が必要になるだろうと思いますので、そういう研究を始めてほしいというふうに思います。

あと補助金と監査の問題でありますけれども、これは先日ですね、広域通報の問題も含めてさまざまなことがありました。これはやはり補助金のあり方といいますかね、補助金を交付した後の、いわゆる各担当部署のチェック、そういう体制がいかにしているかというようなことが問題になった事件でありました。

私はいろいろ役所の中にも言いたいことはいっぱいありますが、それがこの主眼ではあり

ませんので、とりあえず補助金制度は、私は事業補助、運営補助両方あると思っていまして今は運営補助はしないと、各種団体ですね、市内の団体の運営補助はしない、事業補助はするよというふうに僕は理解していますが、それでいいのかどうかですね、補助金制度の制度目的について、まずお聞きをしておきたいと思います。

監査については公平、公正、中立にやっていただいているものと思いますので、先ほどの水道の決算のときにも監査役は1つの報告を示されましたので、意見を添えて報告をされておりますので、その姿勢については感謝したいというふうに申し上げます。

それでは、平成23年度の予算編成についてであります。第5次総合計画も決まっていく、あるいは7つのプロジェクトの中でもたたき台ができていく、そういう中で新しい、いわゆる市長の中ですね、やっぱりゼロからの予算編成ができる、十分に自分の知恵と能力をですね、あるいは体力等を使って、この23年度の編成予算については初めて取り組まれることはできるというふうに思っております。

そのためにはやはり先ほどから議会の中でも市長が答弁されておりますように、いわゆる市長の基本理念、水頭議員も指摘をされました。あるいは基本姿勢、あとは行動ですが、そのようなものについて23年度の予算編成についてどのような形で取り組もうと市長はされておられるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

国は一律1割カットの方針も示して、今度の内閣でどのような形になるのか定かではありませんが、そういう中で、いわゆる私から見れば従来の方式にまた戻ったんじゃないかなという、国の方針が戻ったんじゃないかなという危惧をしますが、地方においてはたまったものではないというものがあります。一律1割カットは非常に、いわゆる市長が今答弁をおっしゃいましたが、地方は地方の行き方をしていくと、地方は地方なりのいろんな条件があって、やっぱりやりたいことがいっぱいあるということでございますので、一律1割カットはどうかということでもあります。

そういう意味で、また就任以来、市長は精力的に市民のいろんな各種団体との何と申しますか、懇話会みたいなものをされております。さまざまな市民の要望と申しますか、あるいは御意見というのを目の当たりにされてきたんじゃないかなというふうに思っております。

そういう中で、いわゆる市長は職員に3つの指示をしましたが、それと同時に、やはり市長みずからも市民目線で市民との、いかにこれからの協働的な形をつくっていくかという課題も私はあると思っております。

もう1つはやはり国、県との、あるいは近隣の市町村との連携、協力関係をいかにしていくかということもあるようであります。国と県については、いわゆる調整会議ができるということでございますので、個別的な事業、あるいは全体的な事業については、市長みずから鹿島市の代表として意見を申されてこられるものというふうに思っております。

私はまず平成23年度の予算の編成について、市長の基本理念、基本方針、あるいは今回、市民の方との懇話会を通じて、特に気がつかれたものがあるのかどうか、その辺も含めて予算化をするという、予算編成をするという時期でございますので、お聞きをしておきたいと思えます。

その小さい中で、特に私は今回上げてみましたのは、子供を育てるということでありませう。もう1つは、産業を育てる。もう1つは、情報を育てるということで上げてみました。初めて、子供を育てるということで取り上げております。余り今まで取り上げたことはなかったんですが、取り上げました。と申しますのは、私も初めておじいちゃんになりましたので、子供の将来のことを考えてみようというふうに思ったわけでありませう。

現在、久留米にありますが、久留米は福祉が発達しておりますが、保育園に入れるかどうかという問題もあります。鹿島においては、保育園は、まだ定数が残っているから早う鹿島に来んしゃいと、こっちのほうがよかばいというふうに私は親に言っておりますが、仕事の都合上、なかなかできないような状態でありませう。保育のあり方について具体的にお聞きをしたいと思えますが、これは6月14日、鹿島の保育協会から樋口市長は要望書の提出を受けていると思えます。これは僕は業界誌で読みましたので、直接保育協会には確認をしておりますが、写真つきでございますので間違いはないというふうに理解をいたします。

その中でやはり今の認可保育園を含めて国の責任というようなものとか、いろいろあるようでありませうが、そういう事情を受けられております。そういう中で私が保育のあり方で疑問に思うのは、1次保育、延長保育ですね、これの利用の状況でありませう。

やはりこの利用の状況において、現在今、パートの方を含めて、非常に地元で働いている方は大変です。そういう意味で、その活用をされていると思えますが、鹿島市内にも東西の問題があるようでございますので、西はよくて、東は非常に疲弊をしておるところでありませう。園の経営についても非常に苦しいところがあるというようなことでありませう。今の保育の利用の状況その他について、今の現状がわかればお伝えしたいと思えます。

もう1つ、ここに私は特別と言っておりますが、これは特別保育の中に1次保育、延長保育があるというふうに専門の方はおっしゃいましたが、私はその意味での特別じゃなくて、昔ですね、保育園に保育園独自でいろんなことを考えてくださいよということで、自由裁量のそういう補助をされた思いがあります。で、先ほどの市長の話もありましたが、保育園によっては園独自のものを築き上げられて、いわゆる鹿島のいろんなイベントその他に協力をしていただいている保育園もあるわけでありませう。それが現在なくなっております。これも行財政改革の一環だというふうに私は理解しておりますが、金を生かさなきゃいけないところに生かさないうで、わずかな金を削る。これはですね、やはり僕は市政のあり方としては若干おかしいかなというふうに思うところでありませう。もっと金を生かす道をみんなで考えるべきだというふうに思っております。

病後児保育の問題であります。これは私は今回、自分自身ですね、本当に経験をしました。ある事業所でね、子供が遊んでいました。どうしたのと聞いたら、病気をした。でも、まだ保育園には行かれない、行かせてもらえない。病後ですから。病後まだ十分な回復をしていないからというようなことです。で、お母さんに聞いてみました。自分のところは、まだ自分の事業所だから、子供を事業所で遊ばせながら面倒を見ることができるけれども、若い女性が働きに出ている方、パートとかアルバイトとか、その他いろんな状況ありますでしょうけれども、働いている方については非常に大変ですねと。いわゆるおじいちゃん、おばあちゃんがいたら、ちょっと頼むばいということでもいいかもしれんけれども、それができないでしょうねと。そいぎ、あとはどうなるのと聞いたら、やはり雇用の問題で、いわゆる切られる、途中でやめるということになるかもしれませんねというようなことをそのお母さんは私に言われました。嬉野にあるじゃないのと私は言ったんです。嬉野の病院のほうにですね、今あるということでしたので、そこにあるんじゃないで、そこに鹿島は委託しているようだから、そこに行ったらどうでしょうかと聞いたら、え、嬉野まで行くんですかということなんですね。それも承知はされておりましたが、そこまではとても朝と夕方には行き来はできないねということでございました。たまたまそのお母さんは自分の事業所がそうでしたから、そういうことでまだ我慢ができるということでもあります。

やはりこれも魅力のない。若い人が鹿島市に来て、働いて、いろんな――市長は制度的なことをちょっと今言われましたけど、やはり制度的にですよ、いわゆる嬉野にあるよりはやはり鹿島にあったほうがいいんじゃないのと。やっぱり鹿島で何で病後児保育の施設化ができないのという感じがするわけです。

これは随分前に皆さんの協力で、3,000に近い市民の皆さんの署名活動もして、ぜひ病後児を嬉野ではなくて、鹿島のほうにつくっていただけませんかということで要望もしておったと思いますが、そのようなことを現実に私はですね、病後児保育のあり方について現実にそれを痛感しておるところであります。改めてこの病後児保育の取り扱いについて、どのようなことをされようとしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

これはですね、やはりいらっしゃるんですよ。病後児保育を利用してね、鹿島から行かれたりなんか実際されております。そういう人もおられますし、この病後児保育ということは、今度私がもらった次世代の何とか支援行動計画かな、その中にも病後児保育については、はっきりうたってあります。やるというふうにうたってありますので、やるのは嬉野ではなくて、鹿島でやってください。そうしないと、鹿島の魅力がなくなるでしょうということでございますので、この病後児保育についてのことでお聞きをしたいと思います。

児童のあり方でございますが、これは徳村議員が随分この問題については熱心に取り上げてこられました。放課後児童クラブの問題じゃなかったかなと思いますが、そういう意味で、これからの問題点はたくさんあるだろうけど、希望者が多くて入れないというような問題は

あるでしょうが、これは答弁はよろしゅうございます。これは徳村議員に聞きます。

次の産業を育てるという意味であります。きのう光武議員の質問の中で、いわゆる農業の振興というのは基本的にやると。しかし、今広域農道等ができて、それぞれ何かに使え、利用できるようなものがあるんじゃないのと。そのための、いわゆる農業の振興は基本だけでも、その周辺にある事業ですね。例えば、1.5次化するとか云々の問題ですが、先ほどのミカン大福の問題もそうですが、そのような事業と含めて、何らかの形でまちおこしができる、地域おこしができるものはないのかなと。そのためのシンクタンクという問題を光武議員は述べられたとっております。そういうふうを示されたと思っておりますが、どうも不十分なものがまだあるようでございます。

農商工連携の産業のあり方も含めて課長は答弁をされましたが、じゃあ、実際どうするのかということでもあります。もう研究の段階とかいうかね、もう過ぎていると思うんですね。あるいは七浦の地区のほうに、今回新しい道の駅ができて、物産圏が大きくなって、中身が濃くなったということもあります。そういう動きのある中で、いわゆる農商工連携の具体的な取り組みをだれかがせにゃいかんだろうというふうに思っておるところです。

私もこれもまた古い話になりますが、私は、ファクトリーパークという構想を議会の中で、随分昔、提言をいたしました。これもふるさとづくり特別委員会の中で、議会の中でたたき台として私が提案したものであります。このファクトリーパーク構想、これはまさに農商工連携の具体的な事業であります。

市内の食品加工工業を含めて、いわゆる生産者の直売所、あるいはそれに伴う加工をして、あるいはそれを組み合わせをすることによって、いわゆる工場見学ができる。今、祐徳薬品なんかでも工場見学ができるような施設がありますが、いわゆる産業観光としての位置づけをしていけるのではないかなというふうに思っておるところです。

いわゆる1カ所に、1つのところに食品加工業、農産物、あるいはそれを食べるレストラン、食堂ですね。それに、そののできている、天ぷらが揚がっている工場、あるいはかまぼこができていく過程を見る。360万人の祐徳院に見える方のよりどころになればいいというふうに考えているところでもあります。場所等については、そのときには私は提示をしませんでしたが、これが具体化していけばいいだろうと。私が大金持ちであったらば、この問題についてはぜひ私自身取り組んでおるんであります。私自身、一人でやるものではない。これはみんなで協力して1つのものをつくっていくという姿勢が大事だろうと思って、私は1つの事業例を示しておるわけでありませう。

商売上手な人は、こういうことは普通は公にしません。自分で黙ってやります。でも、私はそういう立場ではありませんので、みんなの力で、合同でそういう1つのものができればいいかなというふうに思っておるわけでありませう。

単なる観光施設ではない、1.5次化も含めたそういう施設が鹿島の中に1つでもあれば、



ももっと消費も伸びていくし、税金も当然伸びていくし、人も来るしと。あるいは人が来て、360万人の人が15分祐徳神社において、650円、1千円——もう少し今上がっていますかね、1千円未満の消費しかない、そういう状況をもう少しやっぱり私たちは冷静に見詰めて、それを少なくともやっぱり1千円以上の、1人当たりの売り上げが出てくるような仕掛けづくりを私はしなきゃいかんだろうというふうに思っております。それが産業を育てる1つの方法ではないかなというふうに思っておりますが、この産業を育てるという意味での私の1つの事例を申しましたが、感想があれば、お聞きをしておきたいと思えます。

次に、情報を育てるということでございますが、これはもう時間がないので、次回に回したいと思えます。

昔も情報化の問題については、問題をずらかしてはいますが、今回もずらかします。1つ言っておきますと、いわゆる公共施設のインテリジェント化をどうするかという問題を私はこの項で言おうと思っておりますが、時間がないようでございますので、改めてこの問題は取り扱いをすることにして、第1回目の質問といたします。それぞれその後は一問一答でしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

何点か御質問がございましたけれども、私のほうからは地域主権に関する話と、それから、23年度の予算編成についての基本的な考え方2つについてお答えをしたいと思います。

地域主権についてですが、これは国のほうに少し動きが最近ございまして、22年6月ですから、まだ参議院選が直前ですか、閣議決定がなされたのは御承知だと思います。その中で、区切り方にもよるんですが、10余りの論点が整理をされておりますが、時間がございませんので、6つほど私のほうから御紹介をしておきたいと思えます。

1つは、自治体にどういう権限を移譲するか、あるいはそれを実現するためのやり方ですね、それが1つでございます。それから、国からいっばいの出先の機関を持っております。その出先機関を基本的に廃止をするんですが、どういう形で廃止をしていくかということですね。3つ目が、これはもういろんなときに議論されますから御承知だと思いますけれども、一括交付金に従来の補助金を組み替えるということで、一体どういう補助金を対象にするか、その制度設計をどうするかというお話があります。4つ目が、権限だけ譲っても、やっぱり財源がないといけないと思っておりますが、その地方税の財源をどうするかということが4つ目でございます。それから、5つ目が、先ほども少し議論がございました地方自治法ですね、これを抜本的に見直して、地方政府基本法というような形で、これは仮の名前だと思いますけれども、議会制度を含めてどういうふうにしていくかという話がございました。

最後に、道州制の扱いと、こんなことが議論をされておるところでございます。これから

また新しい内閣もできましたし、さらに具体的な詰めが行われていくと思いますが、今のところ予定をされていますのは、平成24年の夏を目途に、これの具体的な推進大綱が制定されるということで進んでいこうかと思っております。

その中で、私の感じています感想を申し上げておきますと、2つほど気になることがございまして、基本的に地方政府の基本法ということを決めるときにどういうことが問題になるのだろうかといえますと、地方政府をですね、世の中の言葉で言いますと、大きな政府にしようとして制度化されるのか、小さな政府にしようとして制度化されるのかで基本的に違ってくると思います。

そのところの考え方を今から我々は関心を持っておかにやいかんということでございますが、権限と財源は安定的に運営される仕組みとして譲渡されないと。例えば、権限だけ譲渡されても、金がなければいけないということでございます。そういう意味で、権限と財源を譲るといふ以上は、どう考えても小さな政府にはならないと思うわけですね。小さな政府にして、権限と財源をとと言われても、これはなかなかそういかないというわけでございますので、恐らくこれは想像の域を出ませんけれども、今よりも大きな形での地方政府ということ想定された上で動いてくるんじゃないかと思っております。

ただ、いずれにしても、地方自治体が存在をするという意味を考えますと、やはりその地域がですね、存在することについて独自性を出せるんだらうか。いわゆる金太郎あめみたいにどこでも同じだという意味じゃ地方政府が存在する意味はないと、私は思うわけであります。

あくまでも地域主権と言われる中でも、本当の主権者は住民である。住民がその地域の主人であるという前提を崩さない形で、これは仕組まなければならないと思っております。とにかく私の言葉で言いますと、鹿島主義といえますか、私どもは鹿島から何でも発想するというで考えていかなければならないと、そういう前提で仕組まれる、あるいは仕組まれることを望みながら、我々なりの運動をしていかなきゃならんと思っております。これが地域主権についての認識でございます。

次、23年度の予算編成について触れられましたけれども、その前提として実はもう一回補正を組む可能性がございますよね。今、プロジェクトチームで検討いたしておるものの中で、でき得れば12月にでもですね、本当は9月の補正に間に合わせたかったんですが、なかなかそれも条件と時間の関係で、できかねたということでございまして、できれば12月補正まで視野に入れた中で作業をしているということでございます。それはそれとして、23年度の予算編成どうするか。目標とねらいを一言でいえば、市民経済の浮揚と、かつてのにぎわいを取り戻すというために全力を挙げた形での予算編成をしたいと、こう思っております。

ただ、具体的にはさっき言いましたように、まだまだその前にやらないといけないことがいっぱいありますから、そこは御容赦をいただきたいと思っております。さっき鹿島主義というお

話をしましたが、その23年度予算についても、とにかくふるさと鹿島のまちはどうするか、鹿島市民のことを考えながら、頭の中にはすべてこれらのことを置いて予算編成に臨むということを思っていますし、この中でも提案をしていかないといけないと思っています。

ただ、これにはすべて思いどおりになるわけではございません。さっきお話ありましたように、周辺の市町村とか、県とか国とか、いろんなところと相談をしないといけないことがいっぱいあります。したがって、独善といいますかね、わがままといいますか、そこは頭に置きながら、主張すべきことを主張するというのではなかろうかと思っております。

それから、ちょっと12月の補正のことがまだまだ頭にありますし、次の予算のことまで焦点は定まっておりませんが、例えば、昨日ですか、御質問ございまして、耐震構造の話がちょっとございました。市役所とか、あるいは市民会館とか、あるいは子供たちが通っている学校について耐震の問題があるわけです。何もしないで自然体でやっていきますと、10年くらいかかります。子供たちの学校もですね。これも次代を担う子供たちのことがありますので、今視野に入れていまして、できるだけこれも繰り上げて耐震化を実施したいと。ほかのまちに比べて、びりから行きよるみたいな話じゃいかんと思っていますので、可能な限りですね、財源との相談もありますが、繰り上げて、耐震化を実現したいなと思っております。そういうことを含めて、12月補正、あるいは23年の予算編成に臨みたいなと思っておるところでございます。

残余は関係の部課長から話をさせますので、よろしく申し上げます。

**○議長（橋爪 敏君）**

藤田企画課長。

**○企画課長（藤田洋一郎君）**

私のほうからは7つのプロジェクトについて、総括して答弁をさせていただきたいと思えます。

3点議員御指摘がありました定住化の促進の問題ですね。それから入札制度、新たな商品開発の問題ということではありますが、このプロジェクトにつきましてはもう水頭議員、それから中村議員のときにも答弁申し上げましたが、今現在、鋭意プロジェクトのほうからの報告書が、議論が進んで今上がってきている状態にありますので、今月末までに全部出そろったところで全体的な、全庁的な方向性を早急に決めていきたいということで考えておるところでございます。その中にはいろいろ議員御提言のあった部分について、どういったことになるのかというのは、その時点でお答えができるものと考えているところでございます。

ただ1つ、人口減の定住促進の問題で、確かに議会のほうから、去年の12月ですね、定住促進条例の制定についての要望が出ております。それにつきましては、内部でもずっと検討しておったんですが、最終的に今回のプロジェクトの中で、その方向性をずっとまとめているというところでありまして、確かに人口減に歯どめをかけるというのは、かなりの大きなパ

ワーが必要であろうということで、あらゆる施策を網羅していく必要があると考えているところでありまして、ちょっと議員御指摘の条例化したほうがいいのかどうかというのは、今後プロジェクトの報告の中身を見て、一つ一つ方向性を庁議の中で決定をしていきたいと考えているところでありまして。

それから、補助金制度のことでちょっと御質問がっておりますので、一応私のほうから総括的な答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、鹿島の補助金につきましては、鹿島市補助金の採択基準等に関する取扱要領に基づきまして、いろいろな補助金を交付しているというようなことをごさいます。その中ではもう大分類からあって、一つ一つ細かな取り決めをしながら、この分につきましてはどのくらいというような表をつくりまして、それに準じて交付をしているということをごさいます。

今先ほど議員のほうから、運営補助はしないんじゃないかとかいうような御指摘もあったんですけれども、基本的には運営補助も補助の対象になっています。

ただ、新たな予算編成とか、そういった中では新たな運営補助につきましては、なるべく計上しないというような予算の取り扱いも行っておりますので、そういう御認識になっているのかなと思っておりますが、取り扱いとしては、補助の対象になっているということをごさいます。

私のほうからは以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

有森生涯学習課長。

**○生涯学習課長（有森弘茂君）**

私のほうから中西議員の財源をどう補うかという質問の中で、国、県以外団体等の補助金を利用した鹿島市の陸上競技場のサブグラウンドの芝生化についてということで御質問があったと思っておりますが、それについてお答えをいたします。

現在の陸上競技場のサブグラウンドの利用状況につきましては、社会人とか高校生とか、小中学生のサッカーの練習とか、あとソフトボール、あるいはグラウンドゴルフなど、各種競技団体の方が多く利用されております。

今後、市民の皆様方の生涯スポーツやレクリエーション活動に親しむとともに、地域スポーツの普及、あるいは振興や、アスリートの育成を推進する上で、サブグラウンドの新たな利活用というのは、育成する上でどうしても芝生化をしなければならないというような目的が生じた場合には、議員御提案いただいているTOTOの補助金等を有効に活用をしなければならないというふうに思います。

ただ、やはり市民の皆様方、いろんなお考えとかがあられると思っておりますので、そのところは十分事前に協議をした上で取り組んでいくことが肝要になろうかと思っております。

また、当グラウンドは市民体育大会の大きなイベントが開催されるときには、駐車場とし

でも利用されるということで、スポーツ以外でも多目的な利用をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

橋村福祉事務所長。

**○福祉事務所長（橋村 勉君）**

私のほうからは中西議員の大きい2番の、平成23年度の予算編成について、(2)こどもを育てる、①の保育のあり方、一時保育、延長保育、特別保育、病後児保育について、お答えします。

まずもって背景からいきますと、市内には平成22年4月現在、公立、私立合わせて14カ所の保育園があります。保育園によって入所児童数にばらつきがあり、定員割れを起こしている保育園も見られるため、これまで定員の見直し等が行われております。

ちなみに、平成20年4月現在の定員は1,115人、平成21年4月現在の定員は1,035人、平成22年4月現在の定員は1,005人となっております。入所児童数におきましても、児童人口の減少に伴って年々減少傾向にあり、平成22年4月現在の市内在住の入所児童数は932人となっております。また、多様化する保育需要への対応を図るため、延長保育、一時保育、特別保育、病後児保育等を実施しております。延長保育につきましては、市内のすべての保育園で実施されており、平成21年度の延べ利用者数は2万742人となり、事業費で40,629千円となっております。入所児童数が減少傾向となっている一方で、延長保育の需要は高まっていると推測されます。

次に、1次保育につきましては、市内のすべての保育園で実施されており、平成21年度の延べ利用者数は2,705人となり、事業費が3,814千円となっております。

次に、特別保育、これは低学年児の受け入れということですが、七浦保育園で実施されており、平成21年度実績は月平均2人の利用で、事業費が300千円となっております。

議員が申されますように、以前、自由裁量事業等で実施されていたという特別保育ですが、その分については、メニュー自体はあるみたいですが、現在事業は実施されていないというのが現状みたいです。

次に、病後児保育につきましては、現在、嬉野市の病院併設型の病後児保育施設に委託しております。平成15年度延べ利用者数は9人、委託料支払い額382千円、平成20年度延べ利用者数は29人、委託料支払い額701千円、平成21年度延べ利用者数は13人、委託料支払い額1,385千円となっております。将来的には、ことし3月に作成しました次世代育成支援後期行動計画で計画しているように、需要等を勘案した場合は市内での実施を目指しますが、当面は現状の方法での実施と考えております。

以上、私のほうから答弁終わります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

それでは、一問一答で質問をいたします。

先ほど市長ですね、地域主権主義に対する、いわゆる私は国と地方のあり方というのがやはり大きく変わってくるだろうと。市長は国のほうにおられましたんで、そういうことについては十分御存じですが、今度は立場変えていますのでね。今度は地方のほうからどのように国に対して、あるいは県に対して申しごとをしていくかということになるかと思うんですね。やはり市長は市民の代表者として、近隣市町村含めて、県とも国とも戦いを挑むというのはおかしいけれども、友好的にもそのような形でしていかにやいかん。ぜひそういう立場で私も今回ですね、例えば、鹿島駅の今回の調査についても、いわゆる市長は今までできなかったことですね。といいますのは、JR九州、あるいは県、市ね。この3者がやはり今回できると、話し合いがテーブルに乗れたということは今までないことだと思っています。そういう意味では今回、そういうテーブルに着いたということを含めて、今後そういう立場でしていただければなというふうに思っております。

とにかく今までけんかばかりして、なかなか近隣市町とうまく共同歩調をとるということがなかった。でも、今後はやはり自分のまちもそうだけれども、近隣市町村との共同でやっていくということが必要だろうと思いますね。

しかも、今度、駅前の問題については、いわゆる市みずからが予算を4,000千円つくって、鹿島市はこのようなしたいと。だから、県のほうも協力してくださいね、あとJRの単独でやられるものと一緒に意見を合わせてやりましょうということだと私は理解していますので、今回初めての市長のですね、本当に初めてのことでございますが、そういう今の基本姿勢を含めて、そういう立場でやっていかれるものというふうに理解をしております。

それでは、財政の問題で、教育委員会の立場としては、サブグラウンドをどう使うかという問題が先なんでしょうね。でも、私としては、そういうものが具体的な問題が出るときには何らかとして、やっぱり金をどこからじゃい持ってこんばんやろうと。要するに、結局教育委員会と言われるのは、恐らくそういう余裕がありませんと、財政的にですよ。だから、多分サブグラウンドはいろいろ協議しなきゃいかんということになっていると思うんですね。物すごく消極的ですよ、物事が。年に一回駐車場で使う、どがんじゃいできるじゃないですか。まちからバスで送り迎えしてもよかわけですから。そういうことを考えてくださいということなんです。何も考えないまま、一般質問が出たからそれで答えていっちょくと。そしてまた、1年じゃい2年じゃい3年じゃい遊んでしまう。これは松本議員も同じようなことをおっしゃっているんですよ。それはなぜかという、若い者が鹿島に集まってきているのに、せっかく来ているのに、よそからも来ているのに、その受け皿がないということが疑

問なんです。だから、これは教育委員会だけの問題じゃなくて、これは財政も含めて検討してほしいということ。

もう1つは、病後児保育の問題もそうだけれども、これも若い、働く女性の方がどのようにしているかなんです。いわゆる所長は数字を言い、実態はわかる。わかるけど、その後どうするのということなのよ。それをね、何も出てこない。それが。人数が少なかけん、嬉野にやっていっちょきましょうというような言い方ですよ、今所長の言い方は。そうじゃないでしょう。若い女性が鹿島で働いているのに、わざわざ嬉野まで連れて行って帰ってこんばん、また呼びに行かんばらん。そういうことの手間を省くということと、鹿島市のイメージですよ、若い人が働いても十分、何とか手だてができておるといふことの仕掛けが鹿島になきゃいかんということを私は言っているわけですね。だから、それは考えてくださいよ。それは何とか後期計画に載っていることは私もわかっていますよ。だから、あえて今回出したんですよ。計画に載ったから。今まではないから。今までの財政課長は、何もそういう予定までお互いに議論したことがなかったんだから。今度の福祉所長はね、今度そういうことで上がっているからそれを上げていますよ、僕はね。

ただ、言っているように財源の問題、あるいは安くできますからとか、そういう問題じゃねえだろうと。金をつぎ込まなきゃいかんときには金を確保しろよと、自分のところを上げてくださいよ、財政のほうに。それぐらいの説得力がなくてさ、物事は多分進んでいかないと思うけど、所長、病後児保育を僕はテーマとしていますから、何かありましたらお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田市民部長。

○市民部長（岩田輝寛君）

病後児保育のことでお答えをいたします。

先ほども所長からお答えをいたしましたように、次期の育成計画の中には1カ所予定をしております。

ただ、これを検討していく上でちょっと考えておかにゃいかんとはですね、病後で体調が万全でない幼児を預かるということになるわけですね。そういう子供さんを親御さんたちは預けるわけですね。そのときに親御さんたちが安心して預けられる環境を私たちがつくる必要があると思います。

それで、そうなれば、どうしても医師との連携が必要だろうというふうに考えます。そこから辺まで含めて、今後、親御さんが安心して預けることができるような環境をつくりながら、この分については対応をしまいたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

だから、そういうことなんでしょう。そういうことをやりながらやりたいと、具体的にやりたいというわけだから、そのための何らかの形で今後出していかにかいかなでしよう。具体的に。例えば、計画としては一応上げてあるからね。それに基づいてやっていかにかいかなだろうと思いますよ。

だから、いわゆる最後は鹿島の魅力ですよ。若い人が、鹿島に来てよかったなど、子供と一緒に来てよかったなどという、要するに鹿島の魅力をどうしてつくるかと、どういう方面で、あらゆる方面でつくっていかなきゃいけないんですよ。その大きな力が鹿島の力だし、そういう立場に立っていかにかいかな。金を削っていくところだけ考えよっちゃ、だれも何も知らんわけでしょう。それじゃない。金がなければ、金をつくる方向にやっぱり行かなきゃいかな。それは事業仕分けでばいばいばいばいやって、それをやることも一つの方法。全体的に金が足りないから、じゃあ、どこからか金を持ってきましょうと、みんなで営業マンになればいいじゃないですか。何で営業マンになろうと皆さんしないんですか。それをやりましょうというのが今までの私の主張であったわけですね。幸い今後いろんなテーマが出てきます。やはりみんな一丸となって今回やるんですよ、みんなで。議会も遊んでいないわけですね。それぞれの議会活動を通じて、あるいは議会全体を通じて、今回もいろんなことを考えていこうとしているわけですから、そういう方向に進んでいくわけですから、執行部の皆さん、特に現場の皆さんの、やはり何といいますか、営業マンたるそういう姿勢で事業には取り組んでいただきたいというふうに御希望申し上げておきたいと思います。

産業のあり方の問題では、先ほど市長が言われたように、商工連携の話を含めて、とにかく民の力ですよ。基本は民の力。でも、再生する能力は、今鹿島市にはありません。期待はするけれども、そういう余裕はありません。特に円高の影響を受けている企業というのは鹿島に有力な企業としていっぱいありますので、それも大きな形では国がどうのこうのじゃなくて、地方の鹿島市も円高の影響を直接受けることもあり得ると、それが今の社会であります。

私は経済と政治というのを考える場合に、上部構造というのは政治なんです。下部構造は経済なんです。下部構造の経済をコントロールしていくのは政治なんです。私はそのように学生時代学んだと思っていますので、私は法の解釈を一生懸命することじゃなくて、法をつくる側に回りたい、それは政治だということで私は、わずかだけれども、今このような形で一応政治活動をさせていただいておるわけですね。

だから、経済も政治と連動していくし、政治は経済をリードしていかなきゃいけません。今回の国のリーダーシップのあり方もあって、今回大きな決断をされましたけれども、それはそれでまた予断を許さない状況であろうというふうに思います。



ただ、私は法の解釈だけではなくて、法をつくる側に私は回っておりますので、今後そのような気持ちで政治活動をやっていきたいというふうに思っておるところです。

樋口市長におかれましては、きょうは128日目でございますので、もう128日たったのか、いや、でもというようなね、否定も肯定も両方ともとられる環境にあると思いますので、今後の樋口市長以下、職員の皆さんの活躍を祈念して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（橋爪 敏君）**

以上で11番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

明18日から20日までの3日間は休会とし、次の会議は21日午前10時から開き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

**午後3時19分 散会**